

入札説明書【再度公告】

中部地方環境事務所信越自然環境事務所の建築工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和3年3月16日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 堀内 洋

3. 工事概要

(1) 工事名 令和2年度（繰越補正）妙高戸隠連山国立公園

妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事

(2) 工事場所 新潟県妙高市関川2248-4

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工期 令和3年4月15日から令和3年9月30日まで

(5) 本工事は、資料の提出及び入札を電子調達システムで行う対象工事である。

なお、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

1) この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：6. に同じ

・受付時間：9時00分～17時00分（12時から13時を除く）までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日。以下「休日」という。）は除く。

2) 電子調達システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、予決令という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 環境省における建築工事に係るA・B・C等級いずれかの令和1・2年度一般競争参加資格の認定を受けていること。なお、令和3・4年度一般競争参加資格の建築工事A・B・C等級のいずれかの資格を引き続き取得するものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成18年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る)。なお、当該工事实績の評価点合計が65点未満のものは除く。
経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成18年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。
- 1) 同種工事:国または地方公共団体が発注する建築物の新築又は延床面積の1/2以上の増築工事(建築基準法第6条の規定による確認申請又は建築基準法第18条の規定による計画通知を要する工事とする。)ただし、個人住宅及び軽微なものは除く(軽微なものとは、500万円未満の工事をいう。)
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- 1) 一級建築士又は、一級建築施工管理技士のいずれかの資格を有する者であること。
 - 2) 同一の者が上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること(品質証明員、土木工物品質確認技術者としての経験は除く。)(共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。(工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。)
 - 3) 本工事を受注した場合において、監理技術者が必要になる工事にあつては、配置予定監理技術者が、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 4) 配置予定監理技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する資料を提出すること。
なお、恒常的な雇用とは入札の申込み(競争参加資格確認申請)の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
また、雇用期間が限定されている継続雇用制度(再雇用制度、勤務延長制度)の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係があるとみなすが、継続雇用制度を証する資料を提出すること。提出されない場合は競争参加資格なしとする。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限日から開札の時までの期間に、環境省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成13年1月6日付け環境会発第9号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。
・アジア航測株式会社
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- 1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - ① 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)

の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、下記に示す区域内に所在すること。

新潟県、長野県又は富山県内のいずれか。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 設計業務等の受託者等

(1) 4. (7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1)から3)のいずれかに該当する者であること。

1) 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

① 親会社等と子会社等の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし①については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6. 担当部局

〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階

環境省 中部地方環境事務所 信越自然環境事務所 総務課

電話 026-231-6570 FAX 026-235-1226

7. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げる

ところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に4.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- 1) 提出期間：電子調達システム及び郵送の提出は、令和3年3月16日～令和3年3月22日の9時00分から17時00分まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
 - 2) 提出場所： 6. に同じ。
 - 3) 提出方法： 申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、提出場所へ「持参」又は「郵送（書留郵便等に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」すること。郵送等については、期日までに送付（必着）すること。
- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。

下記1)の「同種工事の施工実績」及び下記2)の「(配置予定の)主任(監理)技術者の資格・工事経験等」については、平成18年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引き渡し完了したものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者の資格・工事経験等」(別記様式3)の「工事の経験の概要」に記載する工事は、評定点が65点以上であることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引き渡しが完了したことを証明する書類をもって65点とみなす。また、「主任(監理)技術者の資格・工事経験等」に係る工事で、転職等により工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引き渡しが完了したことを証明する書類又は「工事实績情報システム(CORINZ)」の写しをもって65点と見なす。ただし、評定点が65点以上の実績の写しに限る。

評定点が、65点未満のもの及び必要資料の添付がないものは、実績無しと見なし入札に参加出来ないので留意すること。

- 1) 施工実績(別記様式2)(500万円以上の実績)
 - 4.(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に1件記載すること。
- 2) (配置予定の)主任(監理)技術者の資格・工事経験等(別記様式3)
 - ① 4.(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確

に記載すること。経常建設共同企業体にあつては、構成員のいずれかから専任で配置する4.(5)の基準を満たし4.(4)に掲げる同種工事の実績を有した技術者と、その他の構成員から配置する4.(5)の基準を満たした技術者を配置すること。

なお、主任（監理）技術者は複数人（最大3人を限度・経常建設共同企業体にあつては、構成員に対して最大3人を限度）の候補技術者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、配置予定者として認められた者のうち、実績等が一番低いと判断される者で評価する。

なお、配置予定者として4人以上の記載があった場合は、配置予定者技術者として認められた者のうち、実績等が下位3名と判断される者に競争参加資格を与え、それ以外の者については競争参加資格を与えない。また、技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、経験年数が証明できる資料を添付すること。

- ② 入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出（理由：技術者の重複により）を行うこと。

なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したこと及びその他のやむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書等を電子調達システムにより提出した場合であっても、申請書等の取下げは書面により行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

3) 契約書の写し

1) の同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び同種工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、CORINSに登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 一般競争参加資格の確認

4.(2)について確認するため、審査決定通知書の写しを提出すること。

- (5) 競争参加資格の審査において、申請書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は他の入札参加者と本工事について相談等を行い作成されたと認める場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

- (6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和3年3月23日までに電子調達システムにて通知する。（ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）

(7) その他

- 1) 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書及び資料に関する問い合わせ先は6.に同じ。

- 6) 電子調達システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。
- ① 配布（ダウンロード）された様式をもとに作成するものとし、ファイル形式は以下による。
 - ・Microsoft Office Word（Word2010形式以下のもの）
 - ・Microsoft Office Excel（Excel2010形式以下のもの）
 - ・Just System 一太郎（一太郎2008形式以下のもの）
 - ・PDFファイル
 - ② 複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ添付資料欄に添付して送信すること。
なお、圧縮することにより1つのファイルにまとめたものは、1つのファイルの提出（圧縮ファイルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。）として認める。ただし、圧縮ファイルの形式は、lzh形式のみを認める。
なお、提出するファイル容量は3MB以内（圧縮ファイルを活用した場合も同様）とし、やむを得ず申請書及び資料が3MB以上となる場合は目録のみ送信し、別途CD-ROM等を令和3年3月22日17時までに郵送等（書留郵便に限る。）又は持参、後述の電子メールで送付すること。
- 8) 電子メールにより申請書及び資料を提出する場合は、ファイル形式等は電子調達システムに準じ、提出するファイル容量は3MB以内（圧縮ファイルを活用した場合も同様）とし、やむを得ず申請書及び資料が3MB以上となる場合は資料を分割し、令和3年3月22日17時までに（NCO-NAGANO@env.go.jp）まで送信すること。なお、提出後、6. に提出した旨を電話連絡すること。

8. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - 1) 提出期限： 令和3年3月29日17時
 - 2) 提出場所： 6. に同じ。
 - 3) 提出方法： 電子調達システムにより提出すること。提出後、6. に提出した旨を電話連絡すること。
紙入札方式の場合は、持参又は郵送等とする。持参又は郵送等の場合の提出場所は、6. に同じ。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和3年3月30日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9. 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は別途指定）により提出すること。
 - 1) 提出期間：令和3年3月16日から令和3年3月24日17時まで。（休日を除く。）
持参する場合は、上記期間の9時00分から17時00分（12時から13時を除く）まで。
 - 2) 提出場所： 6. に同じ。
 - 3) 提出方法： 電子調達システムにより提出すること。
紙入札方式の者は、書面を持参又はFAXすること。

提出後、6. に提出した旨を電話連絡すること。

なお、質問書の提出に当たっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な工事名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問は行わないこと。このような質問に対しては回答しない。

- (2) (1)の質問に対する回答は、令和3年3月25日までに信越自然環境事務所の当該案件にかかる入札公告ページに掲載する。

10. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。入札書提出期限は次のとおりとする。

- 1) 電子調達システムによる入札の締め切りは、令和3年3月31日14時
- 2) 開札は、令和3年3月31日14時に行う。

- (2) 場 所： 〒380-0846 長野県長野市旭町1108

長野第一合同庁舎3階

信越自然環境事務所 会議室

11. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、書面により入札書を提出することを希望する場合は、令和3年3月22日17時までに、環境省入札心得に定める様式2による書面を作成し、4(2)に示す審査決定通知書の写しと共に6. の場所に持参又は郵送で提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。

- (2) 契約保証金 納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証（取扱官庁信越自然環境事務所）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査を受けたものとの契約については請負代金額の10分の3以上とする。

13. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子調達システムにより提出を求める。

電子調達システムによる入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

工事費内訳書の提出形式は、下記のとおりとする。

参考数量内訳書に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札は押印すること。）。ただし、種別及び細別については、当該工事における参考数量内訳書と同一でなくても良い。

記載内容に不備がある場合は、入札を無効とすることがある。

参考数量内訳書に掲げる種目別内訳及び科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札は押印すること。）。様式は、自由とするが、その構成は公共建築工事内訳書標準書式による。

なお、科目別内訳書、細目別内訳書の添付されていない場合は、下記表1. (1)に該当するものとして、入札を無効とする場合がある。

公共建築工事内訳書標準書式URL

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s_utiwakesyo_syosiki.htm

- (2) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官又は支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求められることがある。また、工事費内訳書が、下記表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
- (3) 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

【表】

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子調達システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

14. 開札

(1) 開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 紙による入札を行う場合には、入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。

入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

なお、紙入札方式参加者で、第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効と扱うが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱われること。

(3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前でしばらく待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子調達システムにより連絡する。

15. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、7.(4)において参加資格「無」とした者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに環境省入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

16. 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、指名停止の措置が講じられるので注意されたい。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、20.(1)に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次の1)～4)に掲げる額の合計に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- 1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- 2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- 3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- 4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

17. 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に電子調達システムにより、支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式の場合は紙により提出することができる。
- (2) 上記(1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に電子調達システムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

18. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、資格要件を満たしていない事が判明した場合や、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、4. (5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

なお、主任技術者又は監理技術者の配置に当たっては、「監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日国土交通省総合政策局建設業課）」によらなければならない。

19. 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う本工事の工期延期は行わない。

(2) 別に配置を求める技術者

専任の配置技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が信越自然環境事務所各位管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4. (5)に定める要件と同一の要件（4. (5)2）に掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- 1) 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- 2) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- 3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- 4) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた企業

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に支出負担行為担当官に通知することとする。

- (3) 予決令第86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者との契約については、その契約の保証について請負代金額の10分の3以上とする。また、別冊工事契約書案第34条第1項中「10分の4」

を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。

20. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21. 支払い条件

前金払、中間前金払及び部分払は次のとおりとする。

(1) 前金払 有

22. 火災保険付保の可否 否

23. 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

24. 再苦情申立て

支出負担行為担当官から競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8.(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に行う。

また、非落札者のうち落札者の決定結果の説明に不服がある者は、17.(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により、環境省大臣官房会計課長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、環境省入札監視委員会が審議を行う。

(1) 再苦情申立ての問い合わせ及び提出先

環境省大臣官房会計課 監査指導室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

中央合同庁舎5号館24階

電話 03-3581-3351(代表)

(2) 受付時間： 休日を除く毎日、10時00分から16時00分(12時から13時を除く。)まで。

(3) 再苦情申立書の様式の入手先は、6.に同じ。

25. 関連情報を入手するための照会窓口 6.に同じ。

26. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊環境省入札心得及び別冊契約書案を熟読し、環境省入札心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は、7.(3)の資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に配置すること。

(5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。

(6) 電子調達システムは、24時間、365日使用できる。ただし、システムメンテナンス時を除く。

(7) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

政府電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889(ナビダイヤル)

政府電子調達システムホームページアドレス <http://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、

6.へ連絡すること。

- (8) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。
- (9) 落札となるべき入札をした者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
なお、くじの日時及び場所については、発注者から別途指示する。
- (10) 電子調達システムによる入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合がありますので、時間に余裕を持って行うこと。
- (11) 提出ファイルは事前にウイルスチェックなどで安全性を確認した上で送信すること。
- (12) その他不明な点についての照会先
6.に同じ

以上

競争参加資格確認申請書

令和3年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所 信越自然環境事務所長 堀内 洋 殿

住	所	〇〇〇〇〇〇
商号又は名称		〇〇〇〇〇〇
代表者氏名		〇〇 〇〇
(押印不要)		

令和3年3月16日付けで公告のありました令和2年度(繰越補正)妙高戸隠連山国立公園妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 一般競争参資格(指名競争)審査決定通知書の写し
2. 入札説明書7.(3)1)に定める施工実績を記載した書面(別記様式2)
3. 入札説明書7.(3)2)に定める配置予定の技術者の資格・工事経験等を記載した書面(別記様式3)

競争参加資格確認申請書 申請者連絡窓口

郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇		
住 所	〇〇〇〇〇〇		
商号又は名称	〇〇〇〇〇〇		
担当部署	〇〇〇〇〇〇	担当者氏名	〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
Eメールアドレス	〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇		

注1. 申請書として別記様式1から別記様式3までを提出して下さい。

(別記様式2)

令和2年度(繰越補正)妙高戸隠連山国立公園妙高高原ビジターセンター
構内舗装等工事競争参加資格確認資料

(用紙A4)

同種工事の施工実績

会社名

- ・同種工事 : 国または地方公共団体が発注する建築物の新築又は延床面積の1/2以上の増築工事(建築基準法第6条の規定による確認申請又は建築基準法第18条の規定による計画通知を要する工事とする。)ただし、個人住宅及び軽微なものは除く(軽微なものとは、500万円未満の工事をいう。)

競争参加資格		同種		
工事名称等	工事名称	○○○○○○○工事	評定点	点
	発注機関名	○○○○○○○		
	施工場所	(都道府県・市町村名) ○○県○○市		
	契約金額	○○○, ○○○, ○○○円		
	工期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日		
	受注形態	単体/共同企業体(出資比率○○%)		
工事概要	工事種別			
	建物用途			
	工事内容			
		(入札説明書4.(4)による同種工事の施工実績が確認できる内容を記載)		
CORINS登録の有無		有 (建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000	・	無

- 注1. 必ず同種工事が確認できる内容を記載すること。
注2. 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。
注3. CORINS登録の有無について、いずれかに○を付すこと。「有」に○を付した場合は、CORINS登録番号を記載する。「無」に○を付した場合は、当該工事の契約書の写しを添付する。
CORINSに登録無き工事及び契約時のCORINS登録のみで工事内容が確認できない工事、さらに請負金額500万円以上2,500万円未満のCORINS登録工事は発注者のCORINS検索システムでは技術データ等が確認できないため、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容(同種工事の施工実績)が証明できる書類を添付する。必要書類の添付がないものは、競争参加資格無しとする。
注4. 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付する。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡し完了したことを証明する書類を添付する。その場合は、評定点を65点と見なす。
注5. 受注形態は、単体で受注した場合は、「単体」と記載し、共同企業体で受注した場合は、共同企業体名とその構成員名を記載すること。さらに共同企業体の場合で、特定または経常の甲型の場合は出資比率(%)を、特定または経常の乙型の場合は分担施行金額の比率(%)も記載すること。
注6. 工事概要は、入札説明書4.(4)による工事内容が確認できる内容で記載し、工事内容及び範囲のわかる設計図書(平面図、配置図、特記仕様書等)を添付すること。
注7. 複数件の工事成績がある場合は、それぞれ様式に記載して提出すること。

(別記様式3)

令和2年度(繰越補正)妙高戸隠連山国立公園妙高高原ビジターセンター
構内舗装等工事競争参加資格確認資料

(用紙A4)

主任(監理)技術者の資格・工事経験等

会社名

配置予定技術者の従事 役職・氏名	(フリガナ) ○○技術者 ○○ ○○			
法令による資格・免許	一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格(取得年月及び登録番号)注)写しを添付 (指定建設業)監理技術者資格(取得年月及び登録番号)注)写し(表・裏)を添付 監理技術者講習修了年月、修了証番号注)写しを添付			
工事 の 概 要	工事名称	○○○○○○○○工事	評定点	点
	発注機関名	○○○○○○○○		
	施工場所	(都道府県・市町村名) ○○県○○市		
	契約金額	○○○,○○○,○○○円		
	工期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日		
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者		
	従事期間	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日		
	工事内容	登山道の工事延長(何m)、園地の施工面積(何㎡)、木造建築物の施工面積(何㎡)等 (「同種工事」であることが確認できる内容を記載)		
	受注形態	単体 / 共同企業体(出資比率○○%)		
	CORINS登録の有無	有(建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000		無
申 他 請 工 時 事 に お け る 状 況 等	工事名	○○○○○○○○工事		
	発注機関	○○○○○○○○		
	工期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日		
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者		
	工事と重複する場合の対応措置			
	CORINS登録の有無	有(建設業許可番号+CORINS登録番号) 000000000-0000-00000		無
在籍出向の要件に適合する 証明書類の有無	有(資料を添付)		在籍出向に該当しない	

注1. 工事内容には入札説明書4.(4)による工事内容を確認できる記載をすること。また、工事内容及び範囲のわかる設計図書(配置図、平面図、特記仕様書等)を添付すること。

注2. CORINS登録の有無のいずれかに○を付すこと。有に○を付した場合は、登録番号を記載する。無に○を付した場合は契約書の写し及び担当した役割と技術的内容が分かる書類(施工計画書等、確認できるものの写し)を添付すること。

CORINSに登録の無い工事及び契約時のCORINS登録のみで工事内容が確認できない工事、さらに請負金額500万円以上2,500万円以上未滿のCORINS登録工事は発注者のCORINS検索システムでは技術データ等が確認できないため、契約書の他に写し及び担当した役割と技術的内容が分かる書類（施工計画書等、確認できるものの写し）を添付すること。必要書類の添付がないものは、入札に参加できないので留意すること。

- 注3. 主任（監理）技術者の工事経験について、品質証明員、土木工事事業品質技術者としての経験は除く。
- 注4. 従事した工事経験を1件記載すること。また、複数の配置予定技術者を登録する場合（3名を限度。）は、本様式を複写し作成すること。技術者ごとに記載して下さい。（技術者1人につき様式1枚）
- 注5. 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付すること。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡し完了したことを証明する書類を添付することとし、その場合においては、評定点を65点と見なす。
また、転職等により工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類、引き渡し完了したことを証明する書類又はCORINSの写しをもって65点とみなす。ただし、評定点が65点以上の実績の写しに限る。
- 注6. ・配置する主任技術者又は監理技術者について、配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）が明確に判断できる資料（健康保険被保険者証又は監理技術者証（表裏とも）等（以下「健康保険証」という。））等の写しを提出すること。
・継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず恒常的な雇用関係にあるとみなすが、継続雇用制度を証する資料として「退職辞令」の写し等退職したことが確認できる資料、及び「雇用契約書」等再雇用されたことが確認できる資料、並びに「労働基準監督署に届出した就業規則」等により本人が希望した場合65歳まで継続雇用する旨が確認できる資料を併せて提出すること。
- 注7. 当該工事を受注した場合において、在籍出向者を配置する主任技術者又は監理技術者とする場合は、以下のとおりとする。
- ① 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」により設置しようとする場合は、当該要件に適合することを証する資料として、「健康保険証」等により在籍出向者と出向元企業との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できる資料、及び出向元企業の「建設業の廃業届書」の写し、「当該建設業の許可の取消通知書」の写し又は「当該許可の取消しを行った旨の提携された官報若しくは公報」により出向元企業が当該建設工事の種類に係る建設業の許可を廃止したことが確認できる書類、及び「営業譲渡契約書」等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年以内であることを確認できる書類を入札説明書7.（1）に定める期間に提出すること。
 - ② 「官公需適格組合員における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」により設置しようとする場合は、当該要件に適合することを証する資料として、「健康保険証」等により在籍出向者と出向元の組合員との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できる資料、及び「在籍出向可能範囲通知書」の写しを入札説明書7.（1）に定める期間に提出すること。
 - ③ 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」により設置しようとする場合は、当該要件に適合することを証する資料として、「健康保険証」等により出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できる資料、「出向契約書」「出向協定書等」等の出向先の会社との間を確認できる資料、及び「企業集団確認書」の写しを入札説明書7.（1）に定める期間に提出すること。
 - ④ 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」により設置しようとする場合は、当該要件に適合することを証する資料として、「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて」別紙2の「企業集団及び企業集団に属する建設者についての数値認定書」（以下「数値認定書」という。）の写しにより、出向元である親会社と出向先であるその子会社が、数値認定書に記載された「1. 企業集団に属する会社」に該当することを確認できる資料を、入札説明書7.（1）に定める期間に提出すること。
- 注8. 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、当該工事受注後に配置予定技術者の監理技術者資格者証の写し（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写し（表のみ）提出すること。

以上

入札心得 (工事)

(目的)

第1条 中部地方環境事務所信越自然環境事務所の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、分任支出負担行為担当官（環境省所管会計事務取扱規則（平成19年3月30日環境省訓令第4号）第4条に規定する分任支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。

3 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等

の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換にこれを還付する。

6 落札者が第16条に定める契約書の提出期限内に契約を締結しないときは入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は国庫に帰属する。

（入札等）

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等については疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、様式1により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式5による書面を作成し申請書の提出期限までに提出しなければならない。

3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、分任支出負担行為担当官においてやむを得ないと認められたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、分任支出負担行為担当官あての親展で提出しなければならない。

4 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式3）を持参させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

- 8 入札参加者は、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものと取り扱うこととする。

(入札の辞退)

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

① 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式2）を支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

② 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

③ 電子調達システムにあっては、システム上の操作（辞退届をクリック）により辞退届を提出する。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人による入札
- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最も評価値が高い者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がな

されないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とする。

2 予決令第85条の基準（環境省所管会計事務取扱規則（平成19年3月30日環境省訓令第4号）第14条の4）に該当する入札を行った者は、分任支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

（再度入札）

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び電子調達システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、分任支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。

入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

（落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法）

第9条 当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

（契約書等の提出）

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、分任支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から10日以内に、これを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書を作成する場合には、契約書案の提出と同時に、契約書を作成しない場合には、落札決定後すみやかに、契約金額の100分の10又は30以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

4 第3条第3項の規定は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等に対する定期預金債権である場合について、同条第4項の規定は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合について準用する。

5 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は国庫に帰属する。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めによる。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式 1

入 札 書

— 金 _____

ただし、令和 年度 工事

入札心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。
また、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(復) 代理人氏名

⑩

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 殿

様式 2

入 札 辞 退 届

件名 令和 年度 工事

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 殿

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 殿

住 所

(委任者) 会 社 名

代表者氏名

印

代理人住所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

印

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

- 委任事項： 1. 令和 年度 工事の入札及び見積に関する一切の権限。
2. 1の事項に係る復代理人を選任及び解任すること。

様式 4

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 殿

代理人住所

(委任者) 所属(役職名)

氏 名

印

復代理人住所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

印

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

委任事項：1. 令和 年度

工事の入札及び見積に関する一切の権限。

様式 5

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

電子調達案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札件名：令和 年度 工事

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例)・電子調達システムで参加する手続が完了していないため

封筒の記入例

表

Diagram of the front of an envelope with a pointed top. The text is printed vertically from right to left. A dashed horizontal line is located below the top flap.

分任支出負担行為担当官
中部地方環境事務所
信越自然環境事務所 殿
令和〇〇年〇〇月〇〇日開札
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
(入札件名を記入すること)

裏

Diagram of the back of an envelope. The text is printed vertically. Two horizontal lines are drawn across the width of the envelope, one near the top and one near the bottom, both labeled with the character '印' (Seal) above and below them. A vertical line connects the two '印' characters in the center. On the left side, the text '住所 (株)' is followed by two columns of ten circles each, representing address fields.

住所 (株)
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
〇
印
印

封緘に使用する印は、入札当日出席する代理人の印（代表者が出席する場合はその印）を使用する。

質問書

令和 年 月 日

工 事 名	
発 注 者 名	分任支出負担行為担当官 中部地方環境事務所 信越自然環境事務所長
会 社 名	
住 所	
連 絡 先	TEL : FAX :
担 当 者	部課名 : 氏 名 : 印
質 問 事 項	
提出方法：電子調達システムでの登録もしくは持参・郵送又はメール送付による ものとします。	



工事請負契約書（案）

- 1 工 事 名 令和2年度（繰越補正）妙高戸隠連山国立公園
妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事
- 2 工 事 場 所 新潟県妙高市関川地内
- 3 工 期 令和3年 4月15日から
令和3年 9月30日まで
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 円
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 長野県長野市旭町1108
分任支出負担行為担当官
中部地方環境事務所
信越自然環境事務所長 堀内 洋 印

受 注 者 住 所
氏 名 印

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
 - 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）

の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施

工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 一 現場代理人
 - 二 主任技術者
 - 三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、

現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外

に搬出してはならない。

- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見するこ

とが困難であったものに限る。) などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者

の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第 17 条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督職員は、受注者が第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものの発注者が行う。

- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められると

きは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第 23 条 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 24 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 25 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 29 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第 30 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- 一 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を

受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第 33 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第 34 条 発注者は、第 32 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第 35 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第 1 項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4（第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含

む。以下この条から第 37 条まで、第 41 条及び第 53 条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。

- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 (第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5 (第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.6 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第 36 条 受注者は、前条第 5 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第 38 条 全文削除

第 39 条 全文削除

第 40 条 全文削除

第 41 条 全文削除

第 42 条 全文削除

(第三者による代理受領)

第 43 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 33 条（第 39 条において準用する場合を含む。）又は第 38 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 44 条 受注者は、発注者が第 35 条、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 45 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追加をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- 三 第10条第1項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 三 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- 四 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行を

しないでその時期を経過したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

九 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して

返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第54条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当

該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（受注者の損害賠償請求等）

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発

注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第57条 全文削除

(制裁金等の徴収)

- 第58条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第59条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業

法による 建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により発注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第60条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第61条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱いは設計図書に定めるものとする。

（補則）

第62条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[別添]

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

仲 裁 合 意 書

工 事 名 令和2年度（繰越補正）妙高戸隠連山国立公園
妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事

工 事 場 所 新潟県妙高市関川地内

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、
発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、そ
の仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法
第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛
争審査会を管轄審査会とする。

令和 年 月 日

発 注 者

住 所 長野県長野市旭町1108

氏 名 分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所

信越自然環境事務所長 堀内 洋 印

受 注 者

住 所

氏 名

印

〔裏面〕

仲裁合意書について

(1) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あつせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

令和2年度（繰越補正）妙高戸隠連山国立公園
妙高高原ビジターセンター一構内舗装等工事

環境省中部地方環境事務所 信越自然環境事務所

A 建築意匠図

図面番号	図面名称	主要縮尺
A-01	特記仕様書 (1/4)	NS
A-02	特記仕様書 (2/4)	NS
A-03	特記仕様書 (3/4)	NS
A-04	特記仕様書 (4/4)	NS
A-05	案内図、配置図	A1 : 1/150 A3 : 1/300
A-06	工事項目キープラン	A1 : 1/100 A3 : 1/200
A-07	石貼り立面図 (1)	A1 : 1/100 A3 : 1/200
A-08	石貼り立面図 (2)	A1 : 1/100 A3 : 1/200
A-09	家具図	A1 : 1/20 A3 : 1/40

L 外構図

図面番号	図面名称	主要縮尺
L-01	造成平面図	A1 : 1/250 A3 : 1/500
L-02	横断面図 (1)	A1 : 1/100 A3 : 1/200
L-03	横断面図 (2) ・ 縦断面図	A1 : 1/100 A3 : 1/200
L-04	外構平面図	A1 : 1/250 A3 : 1/500
L-05	舗装・縁石工構造図	図示
L-06	階段-1 構造図	図示
L-07	階段-2 構造図 (1)	図示
L-08	階段-2 構造図 (2)	図示
L-09	手すり構造図 (1)	図示
L-10	手すり構造図 (2)	図示
L-11	転落防止柵構造図 (1)	図示
L-12	転落防止柵構造図 (2)	図示
L-13	サイン構造図	図示
L-14	サービス施設構造図	図示
L-15	屋外倉庫構造図	図示

建築工事特記仕様書 (令和元年版) No. 2/4

Table with 2 columns: Item (項目) and Specification (特記事項). Includes sections for concrete (コンクリート), masonry (レンガ・ブロック), steel (鉄骨), and reinforcement (鉄骨). Contains detailed material specifications and testing requirements.

Table with 2 columns: Item (項目) and Specification (特記事項). Includes sections for waterproofing (防水), tiles (タイル), and other construction details. Contains specific material and installation requirements.

Table with 2 columns: Item (項目) and Specification (特記事項). Includes sections for roofing (シーリング), stone (石), and other construction details. Contains detailed specifications for roofing materials and stone work.

Table with 2 columns: Item (項目) and Specification (特記事項). Includes sections for wood (木), plaster (珪藻土), and other construction details. Contains specifications for wood materials and plaster work.

Project information table including: 工事名称 (Project Name), 工事年度 (Project Year), 工事場所 (Project Location), 発注機関 (Issuing Agency), 公園名称 (Park Name), 図面名称 (Drawing Name), 縮尺 (Scale), 図面番号 (Drawing Number), 管理建築士 (Management Architect), 設計 (Design), 製図 (Drawing), 名称 (Name), 資格者氏名 (Qualified Person Name), 登録番号 (Registration Number), 所在地 (Location).

建築工事特記仕様書 (令和元年版) No. 3/4

Table with 2 columns: 項 (Item) and 特記事項 (Remarks). Includes sections for 木工事 (Woodwork), 床張り用合板等 (Flooring), 接合具等 (Fasteners), 防虫処理 (Antitermite), 防湿処理 (Moisture protection), 鉄筋コンクリート等 (Reinforced concrete), 窓, 出入口その他 (Windows, etc.), 床張り (Flooring), 壁及び天井下地 (Walls and ceiling), 屋根及びとい工事 (Roofing and waterproofing), 折板葺 (Sheet piling).

Table with 2 columns: 項 (Item) and 特記事項 (Remarks). Includes sections for 13 屋根及びとい工事 (Roofing and waterproofing), 14 金属工事 (Metalwork), 15 左官工事 (Plastering), 16 木製建具 (Wooden fixtures), 17 カーテンウォール (Curtain wall), 18 塗装工事 (Painting), 19 内装工事 (Interior work).

Table with 2 columns: 項 (Item) and 特記事項 (Remarks). Includes sections for 16 木製建具 (Wooden fixtures), 17 カーテンウォール (Curtain wall), 18 塗装工事 (Painting), 19 内装工事 (Interior work).

Table with 2 columns: 項 (Item) and 特記事項 (Remarks). Includes sections for 16 木製建具 (Wooden fixtures), 17 カーテンウォール (Curtain wall), 18 塗装工事 (Painting), 19 内装工事 (Interior work).

Project information table including: 工事名称 (Project Name), 工事年度 (Project Year), 工事場所 (Project Location), 発注機関 (Client), 公園名称 (Park Name), 管理建築士 (Manager Architect), 設計 (Design), 製造 (Manufacturing), 図 (Drawing), 図面番 (Drawing No.), 図面名称 (Drawing Name), 縮尺 (Scale), 図面番号 (Drawing No.), 図面名称 (Drawing Name), 設計者 (Designer), 資格者氏名 (Qualified Person Name), 登録番号 (Registration No.), 所在地 (Location).

建築工事特記仕様書 (令和元年版) No. 4/4

Table with 2 columns: Item (項) and Particulars (特記事項). Includes sections for carpeting (カーペット敷き), composite floor (合成樹脂床), flooring (フローリング張り), and other items.

Table with 2 columns: Item (項) and Particulars (特記事項). Includes sections for wall papering (壁紙張り), heat insulation (断熱材), access (フリーアクセスフロア), and other items.

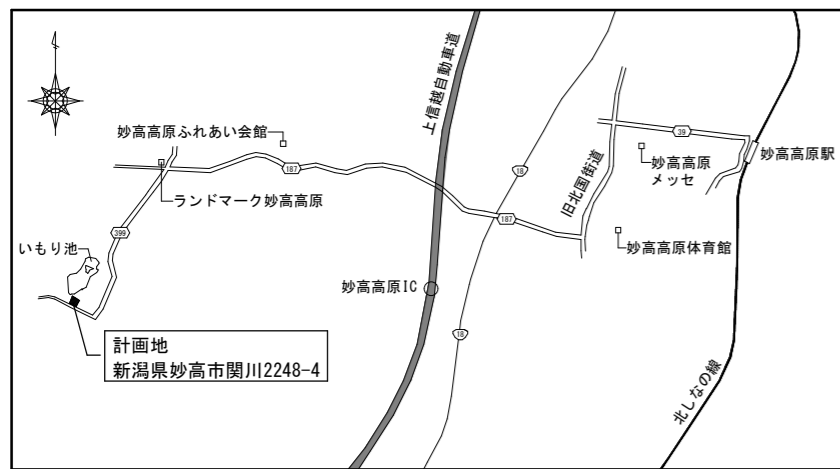
Table with 2 columns: Item (項) and Particulars (特記事項). Includes sections for floor mats (くつみきマット), kitchen equipment (厨房器具), chairs (ビクチャーレール), and other items.

Table with 2 columns: Item (項) and Particulars (特記事項). Includes sections for tree work (植栽工事) and other items.

Table with 2 columns: Item (項) and Particulars (特記事項). Includes a section for construction area division (2.4章工事区分表).

Table with 2 columns: Item (項) and Particulars (特記事項). Includes sections for concrete paving (舗装工事), road construction (道路), and other items.

Table with 2 columns: Project Name (工事名称) and other details. Includes project name, location, and contractor information.



計画地
新潟県妙高市関川2248-4

敷地案内図 S=NS

TS2 : KBM控え (舗装面)
GL-1405 (標高H743.795m)

TS1 : KBM控え (舗装面)
GL-2358 (標高H742.842m)

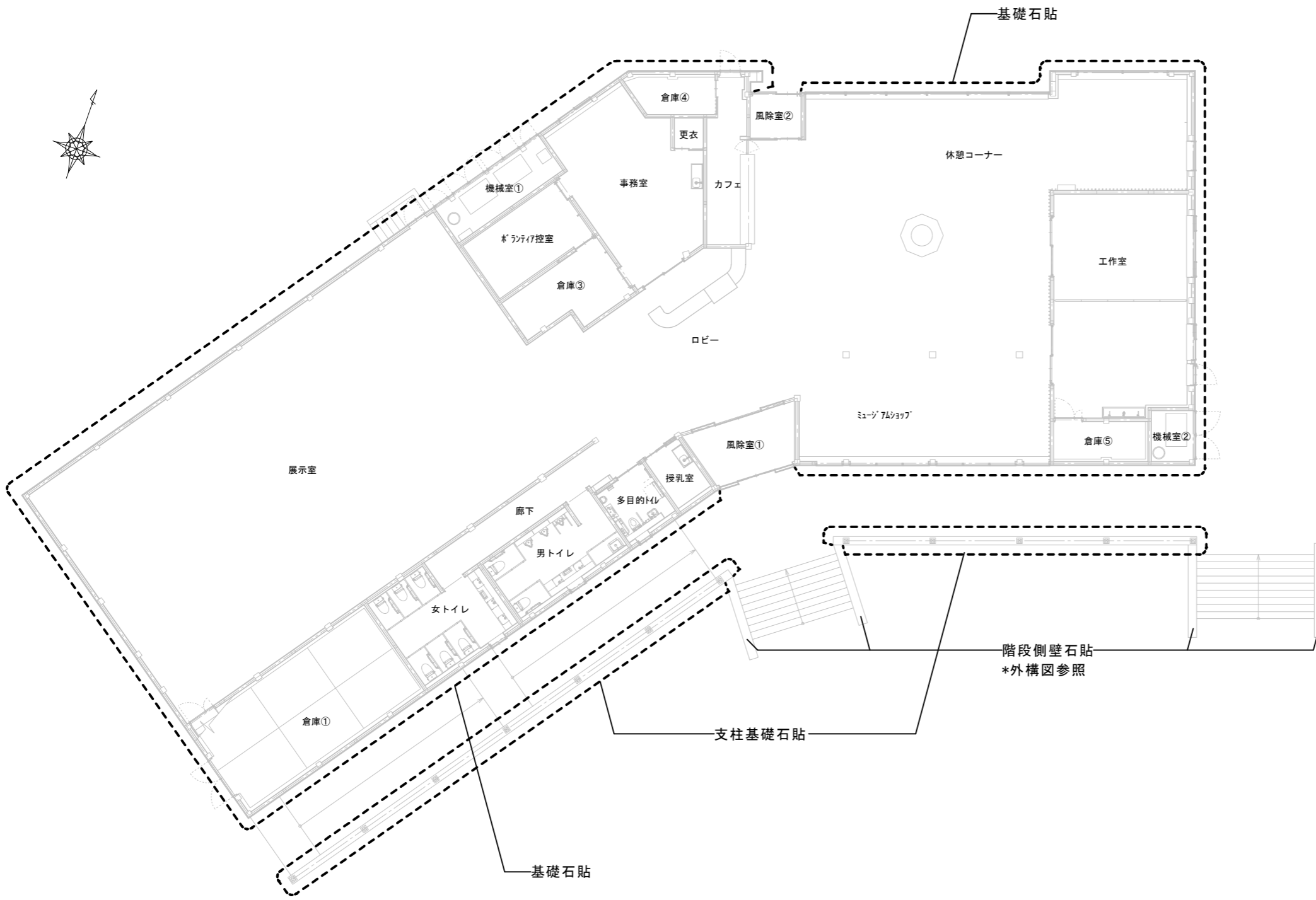
前面道路<法化紫1項1号道路(市道 池の平温泉7号線)>

建物本体工事 * 令和2年度工事による

本工事区域 * 外構図参照

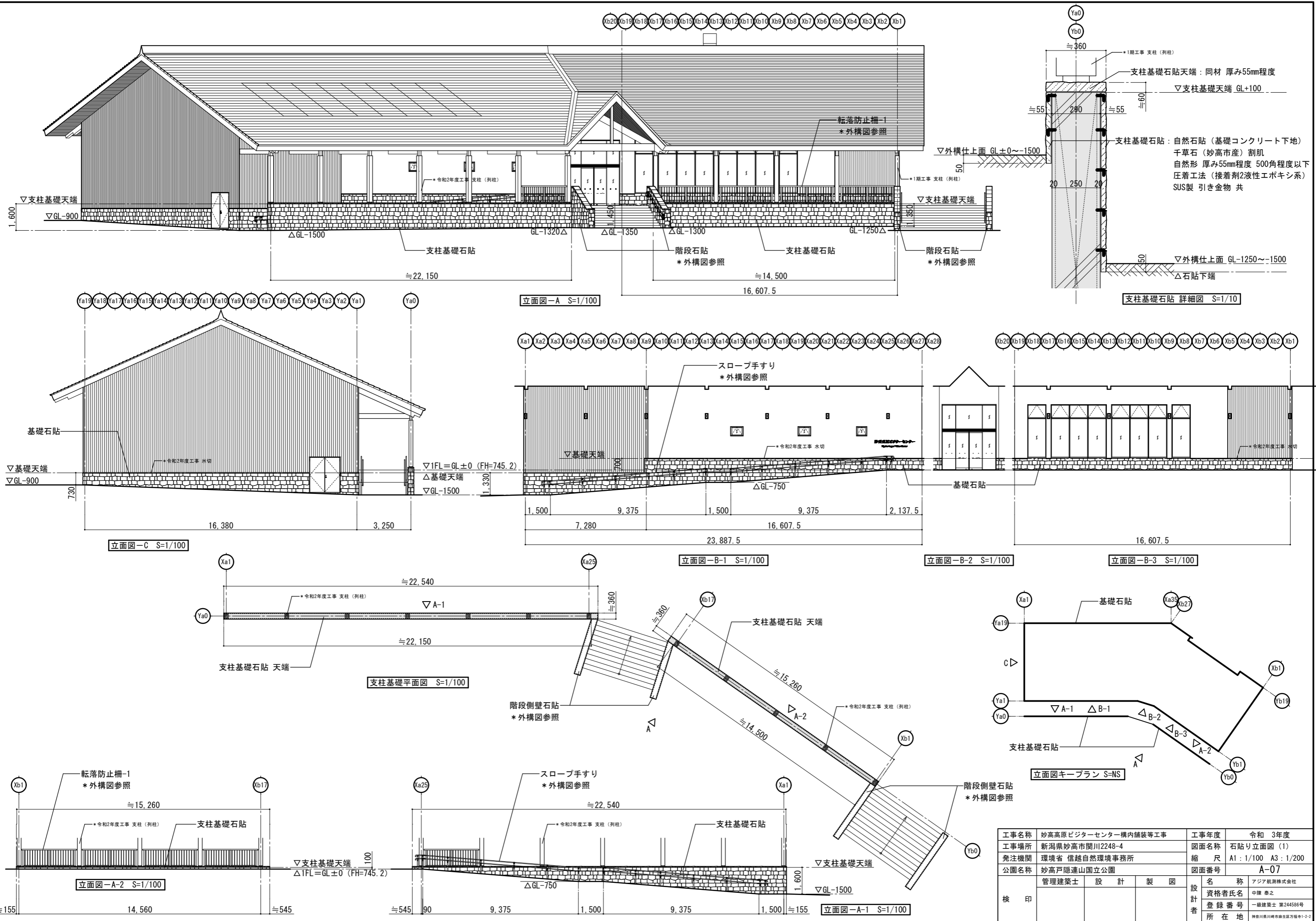
敷地

工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川2248-4	図面名称	案内図、配置図
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1 : 1/150 A3 : 1/300
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	A-05
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	アジア航測株式会社	
	資格者氏名	中藤 泰之	
	登録番号	一級建築士 第244586号	
所在地	新潟県妙高市関川2248-4		

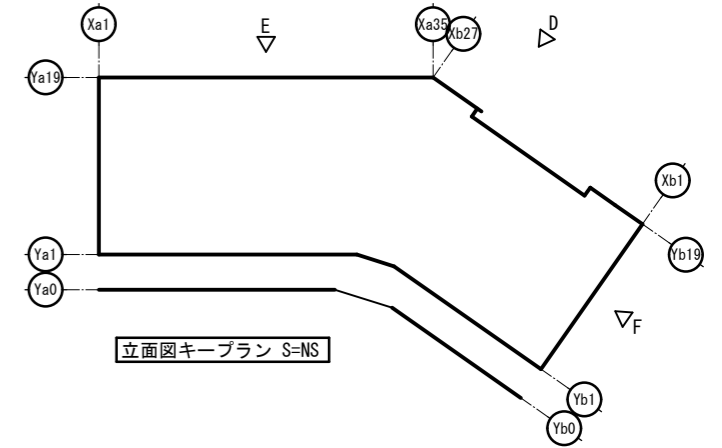
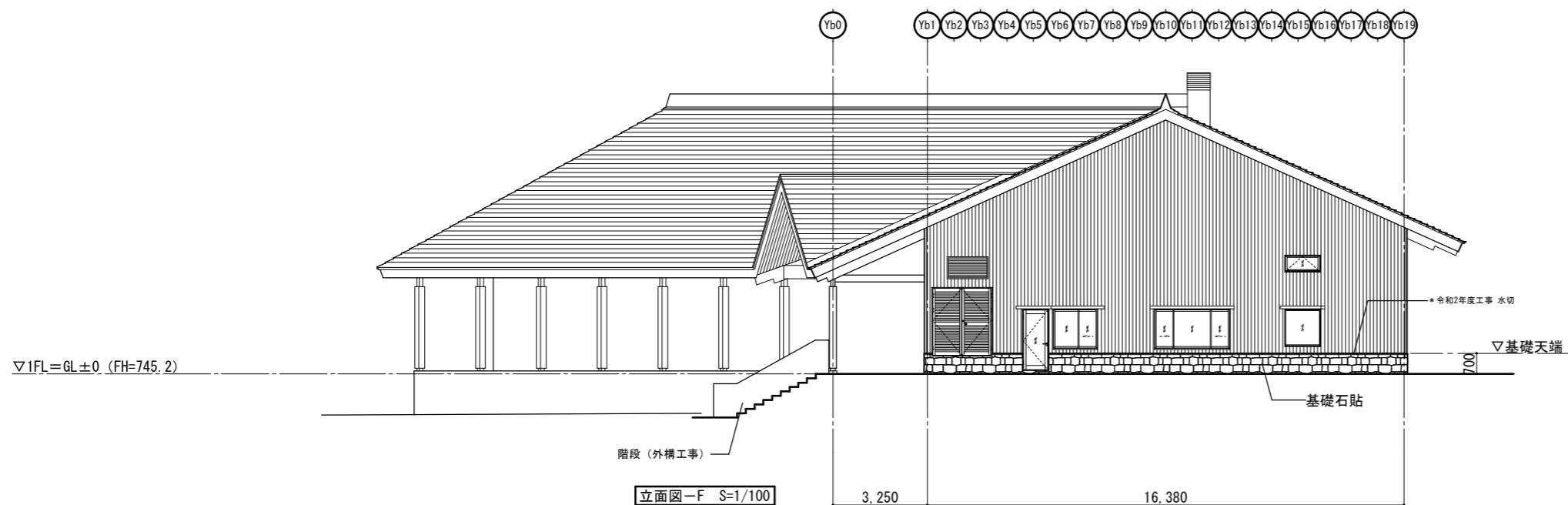
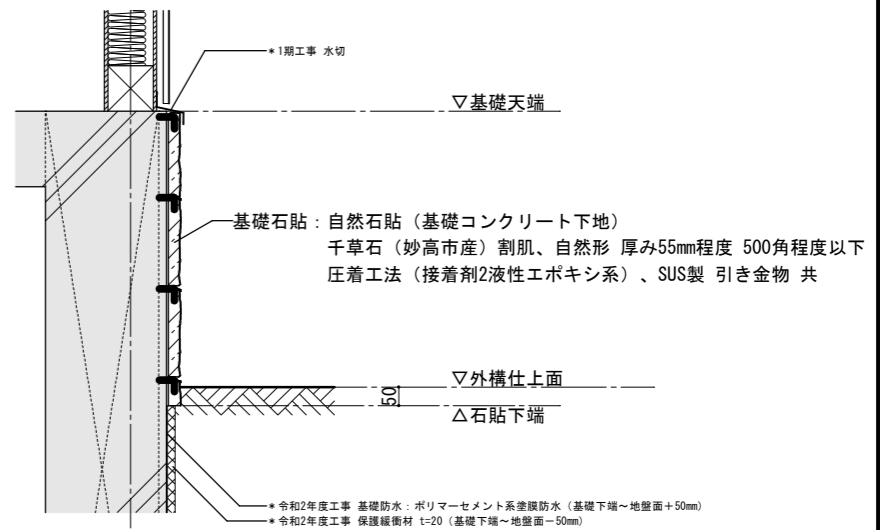
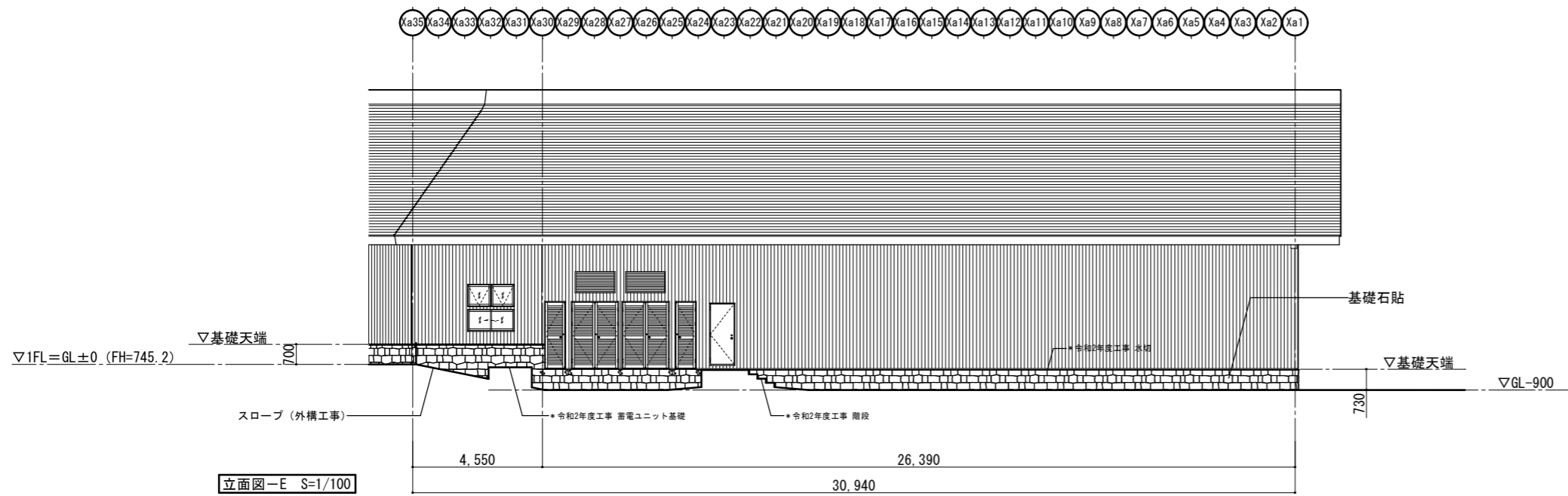
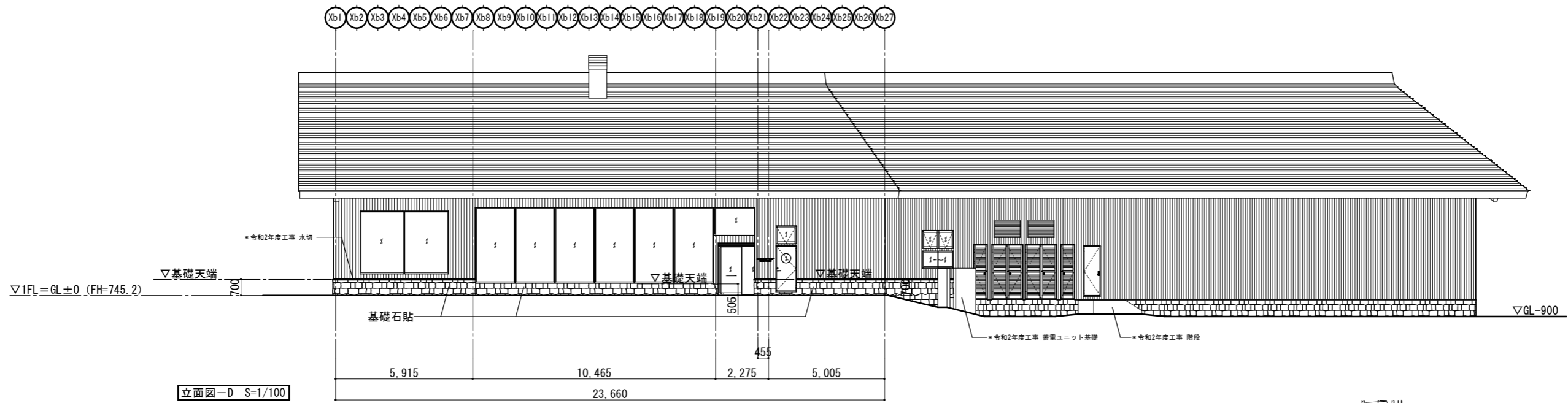


工事項目キープラン S=1:100

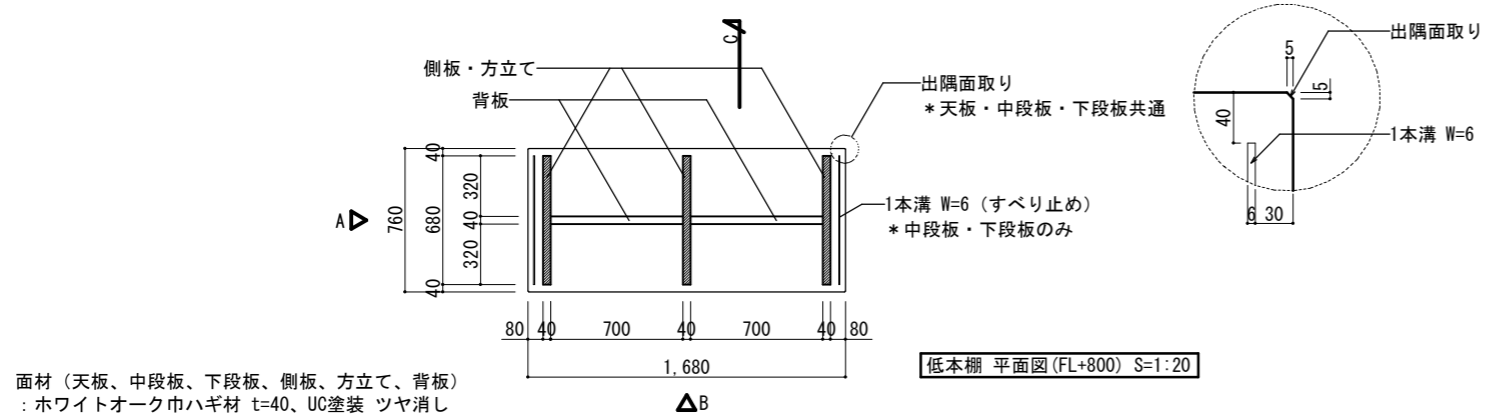
工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川12248-4	図面名称	工事項目キープラン
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/100 A3: 1/200
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	A-06
検印	管理建築士	設計	製図
		名称	アジア航測株式会社
		資格者氏名	中藤 泰之
		登録番号	一級建築士 第244586号
		所在地	神奈川県川崎市麻生区瑞穂1-2-2



工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川2248-4	図面名称	石貼り立面図 (1)
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/100 A3: 1/200
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	A-07
管理建築士	設計	製図	名称
設計者	アシア航測株式会社	資格者氏名	中藤 泰之
検印	登録番号	登録番号	一級建築士 第244586号
所在地	所在地	所在地	新潟県妙高市関川2248-4

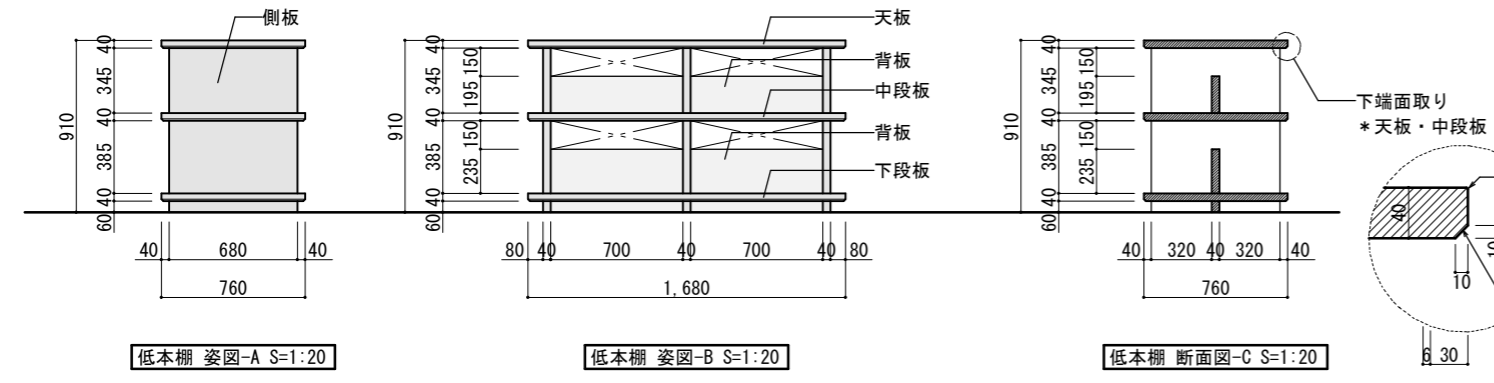


工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川2248-4	図面名称	石貼り立面図 (2)
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/100 A3: 1/200
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	A-08
検印	管理建築士	設計	製図
	設計	製図	設計者
	製図	設計者	資格者氏名
	設計者	資格者氏名	登録番号
			所在地



面材 (天板、中段板、下段板、側板、方立て、背板)
: ホワイトオーク巾ハギ材 t=40、UC塗装 ツヤ消し

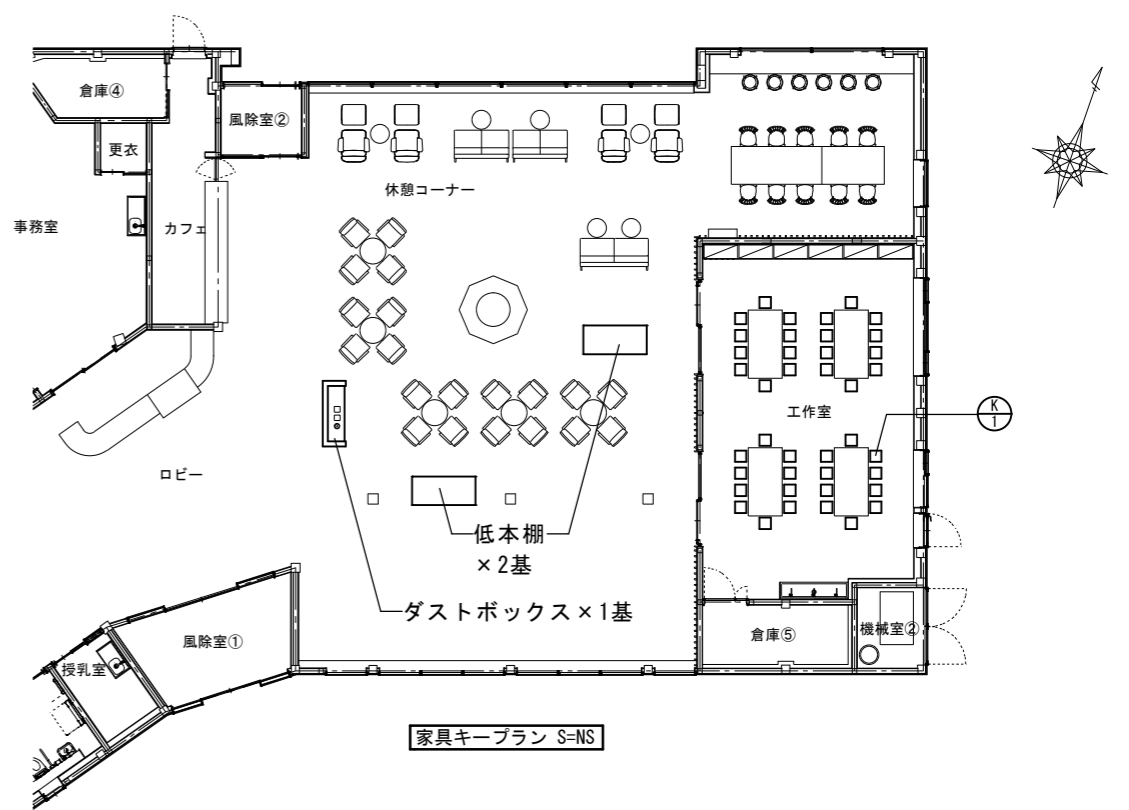
低本棚 平面図 (FL+800) S=1:20



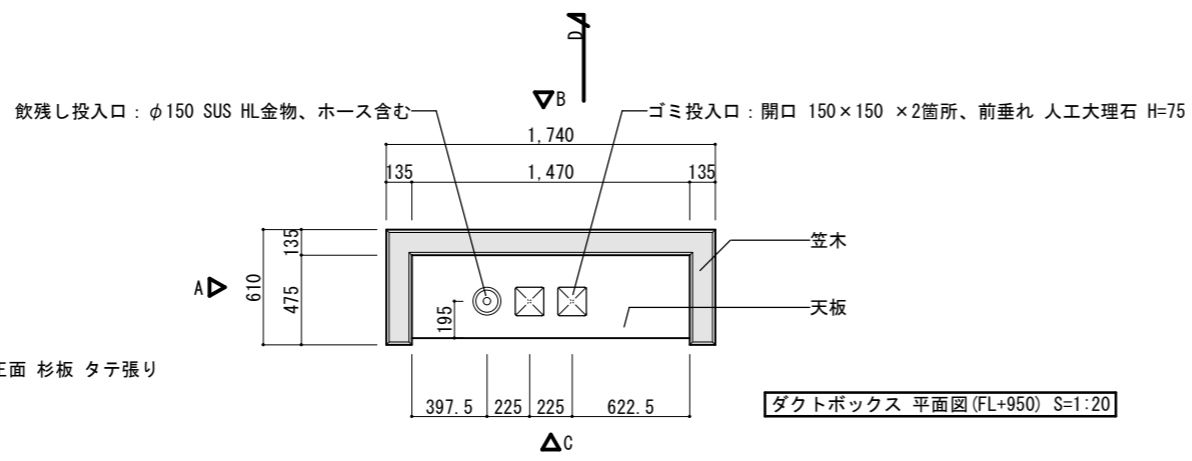
低本棚 姿図-A S=1:20

低本棚 姿図-B S=1:20

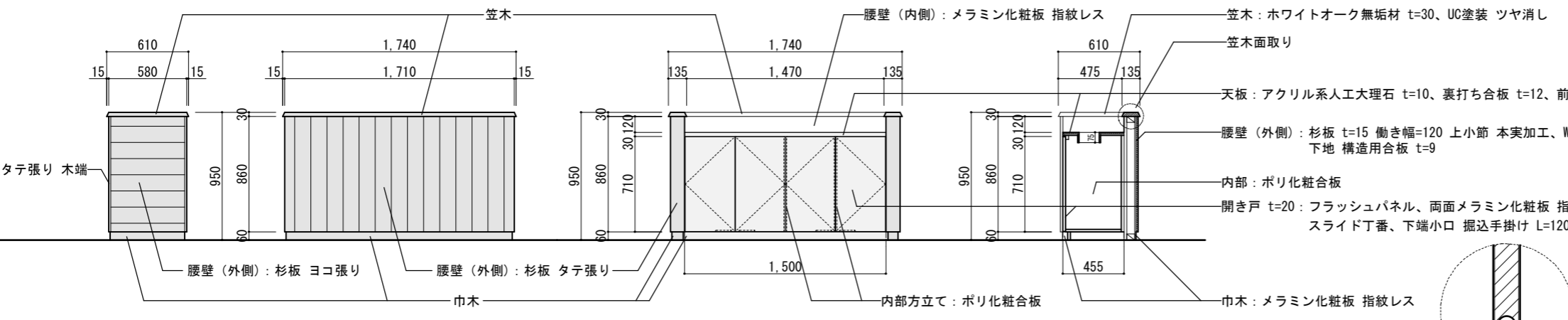
低本棚 断面図-C S=1:20



工作室	40	手工具用椅子: 主材/ナラ錬付合板・ナラ単材 塗装品 <脚イチムラ C-060N 同等品以上>	W300, D300, H420
-----	----	--	------------------



ダクトボックス 平面図 (FL+950) S=1:20



ダストボックス 姿図-A S=1:20

ダストボックス 姿図-B S=1:20

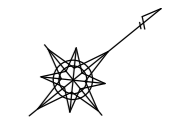
ダストボックス 姿図-C S=1:20

ダストボックス 断面図-D S=1:20

下端小口 掘込手掛け L=120

工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川12248-4	図面名称	家具図
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/20 A3: 1/40
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	A-09
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	アジア航測株式会社	
	資格者氏名	中藤 泰之	
	登録番号	一級建築士 第244586号	
所在地	新潟県妙高市関川12248-4		

造成平面図

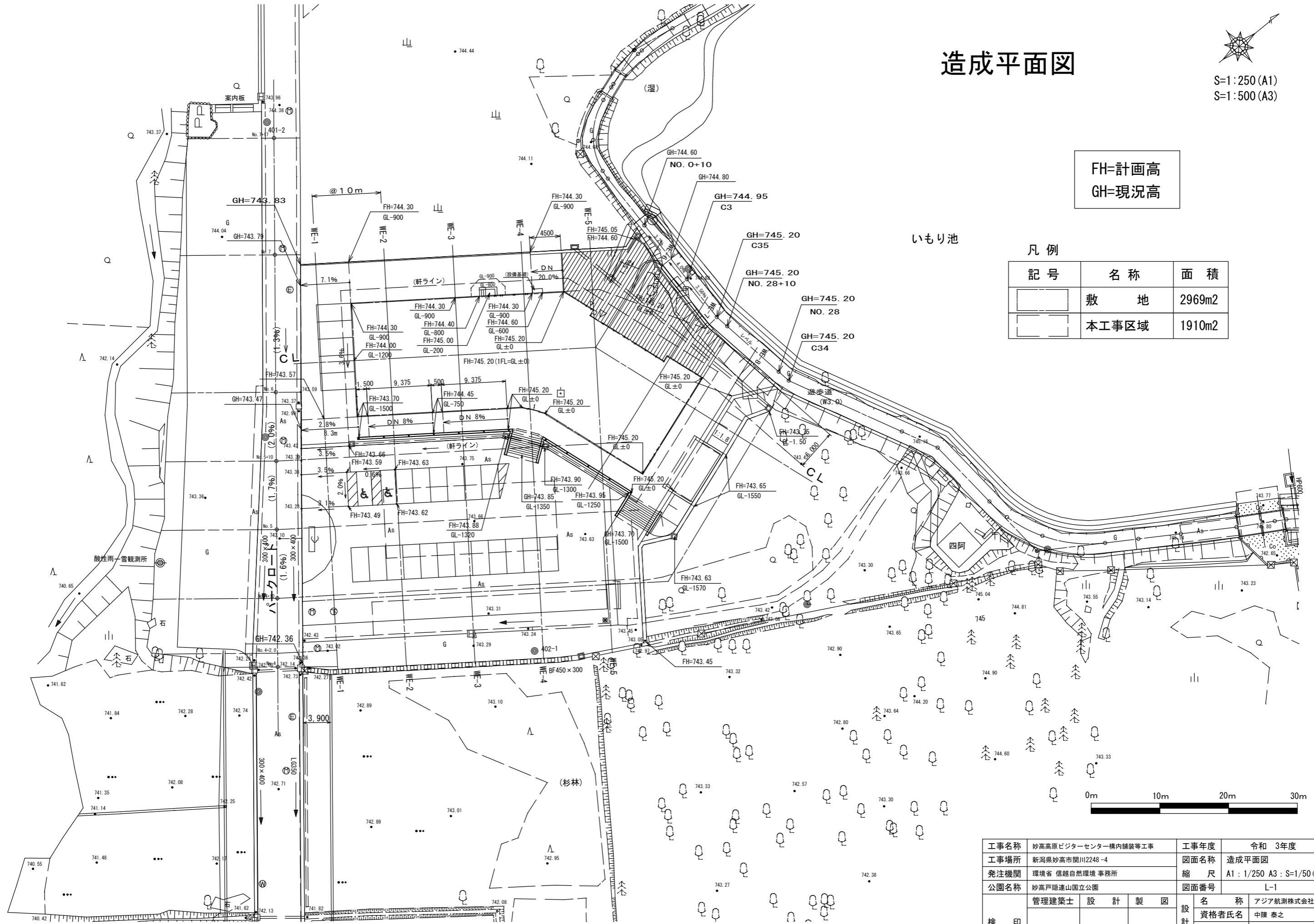


S=1:250 (A1)
S=1:500 (A3)

FH=計画高
GH=現況高

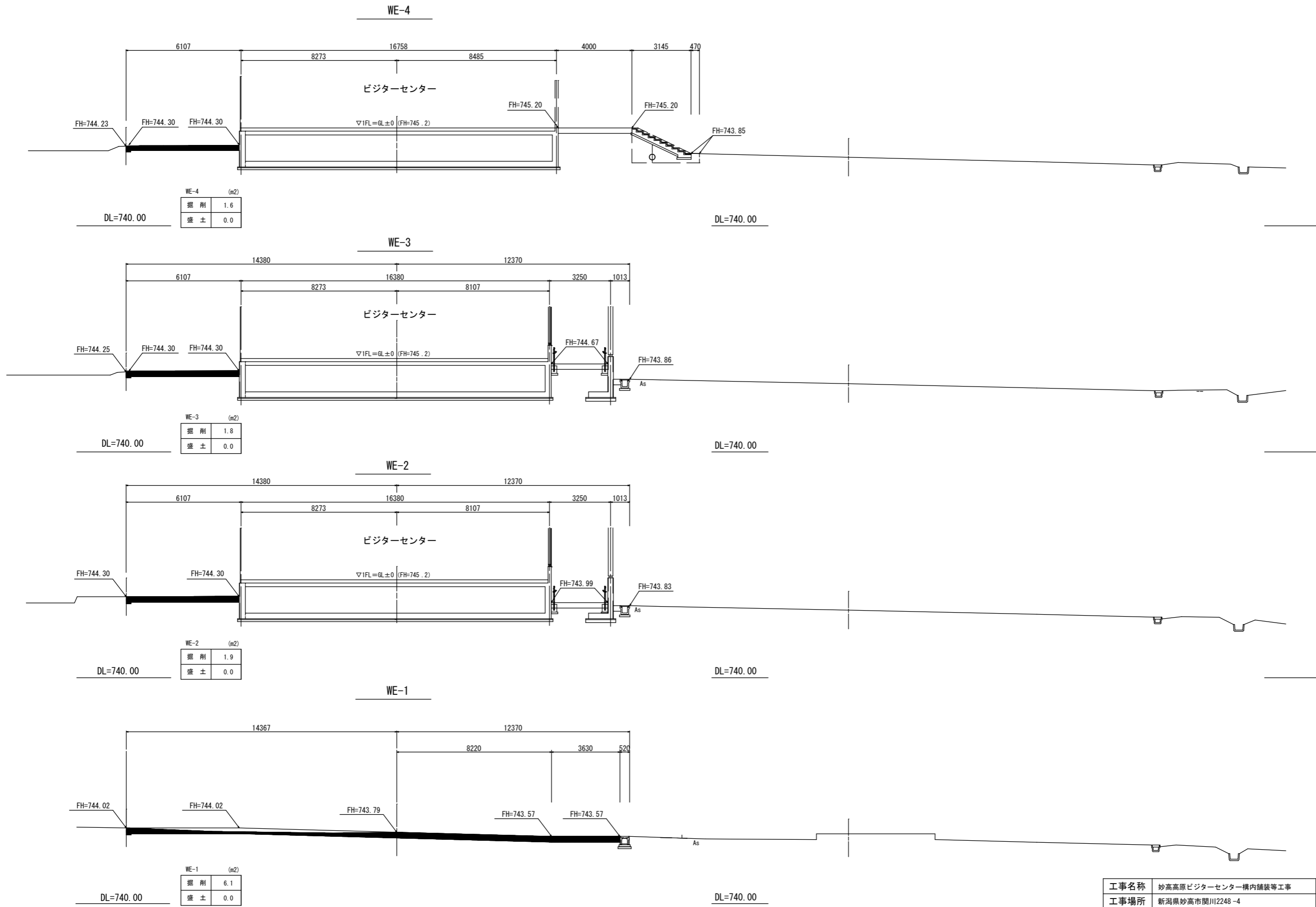
凡例

記号	名称	面積
	敷地	2969m ²
	本工事区域	1910m ²



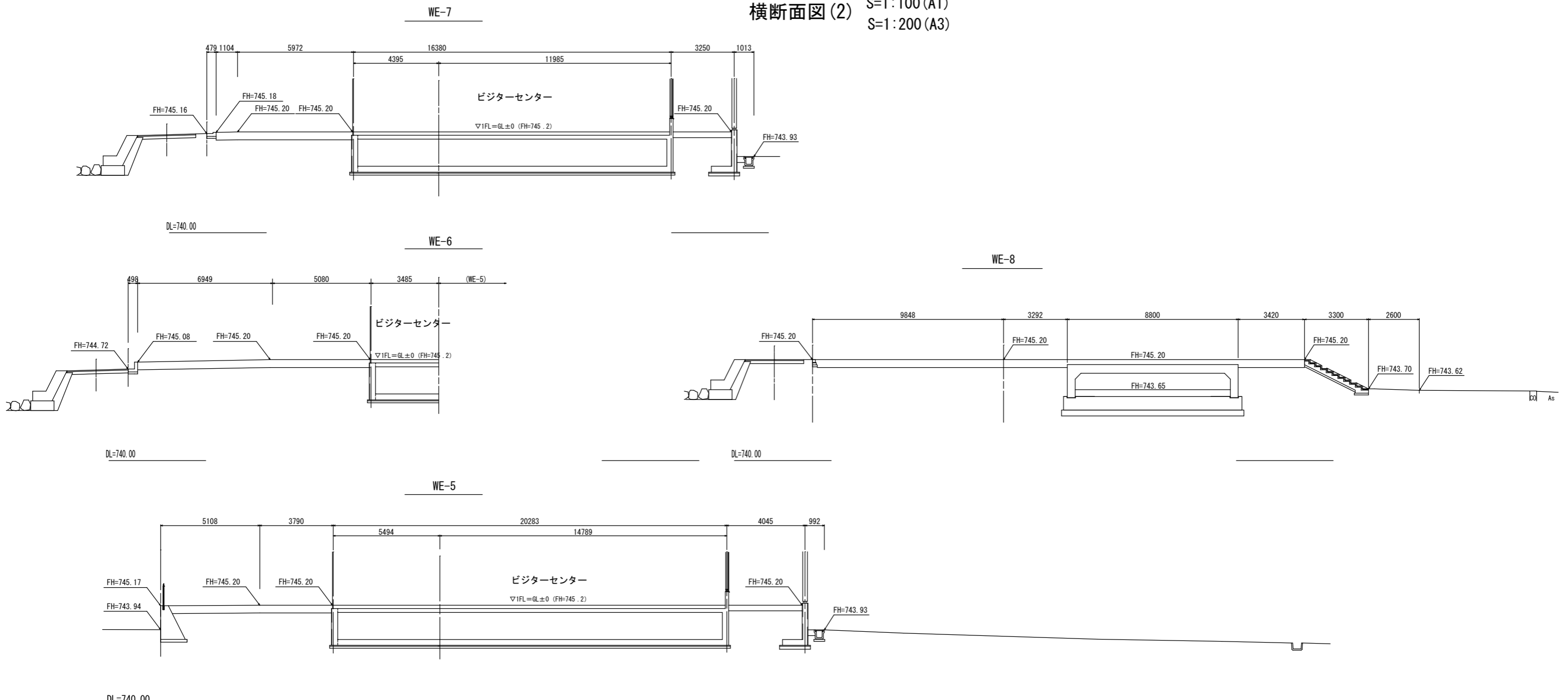
工事名称	妙高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川12248-4	図面名称	造成平面図
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/250 A3: S=1/500
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	L-1
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	名称	アジア航測株式会社
	資格者氏名	中陳 泰之	
	登録番号	一級建築士 第244596号	
所在地	神奈川県川崎市麻生区 万福寺1-2-2		

横断面図(1) S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)

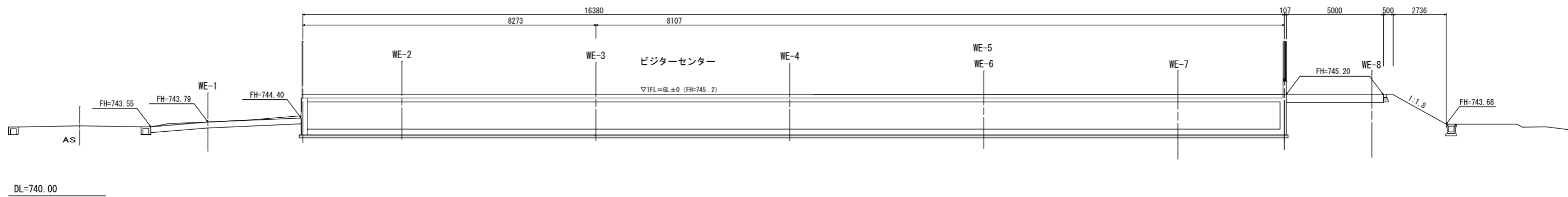


工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川12248-4	図面名称	横断面図(1)
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/100 A3: S=1/200
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	L-2
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	名称	アジア航測株式会社
	資格者氏名	中陳 泰之	
	登録番号	一級建築士 第244596号	
	所在地	神奈川県川崎市麻生区万福寺1-2-2	

横断面図(2) S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)

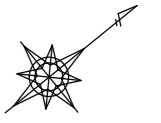


縦断面図 S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川12248-4	図面名称	横断面図(2)・縦断面図
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/100 A3: S=1/200
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	L-3
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	名称	アジア航測株式会社
		資格者氏名	中陳 泰之
		登録番号	一級建築士 第244596号
		所在地	神奈川県川崎市麻生区 万福寺1-2-2

外構平面図



S=1:250 (A1)
S=1:500 (A3)

凡例

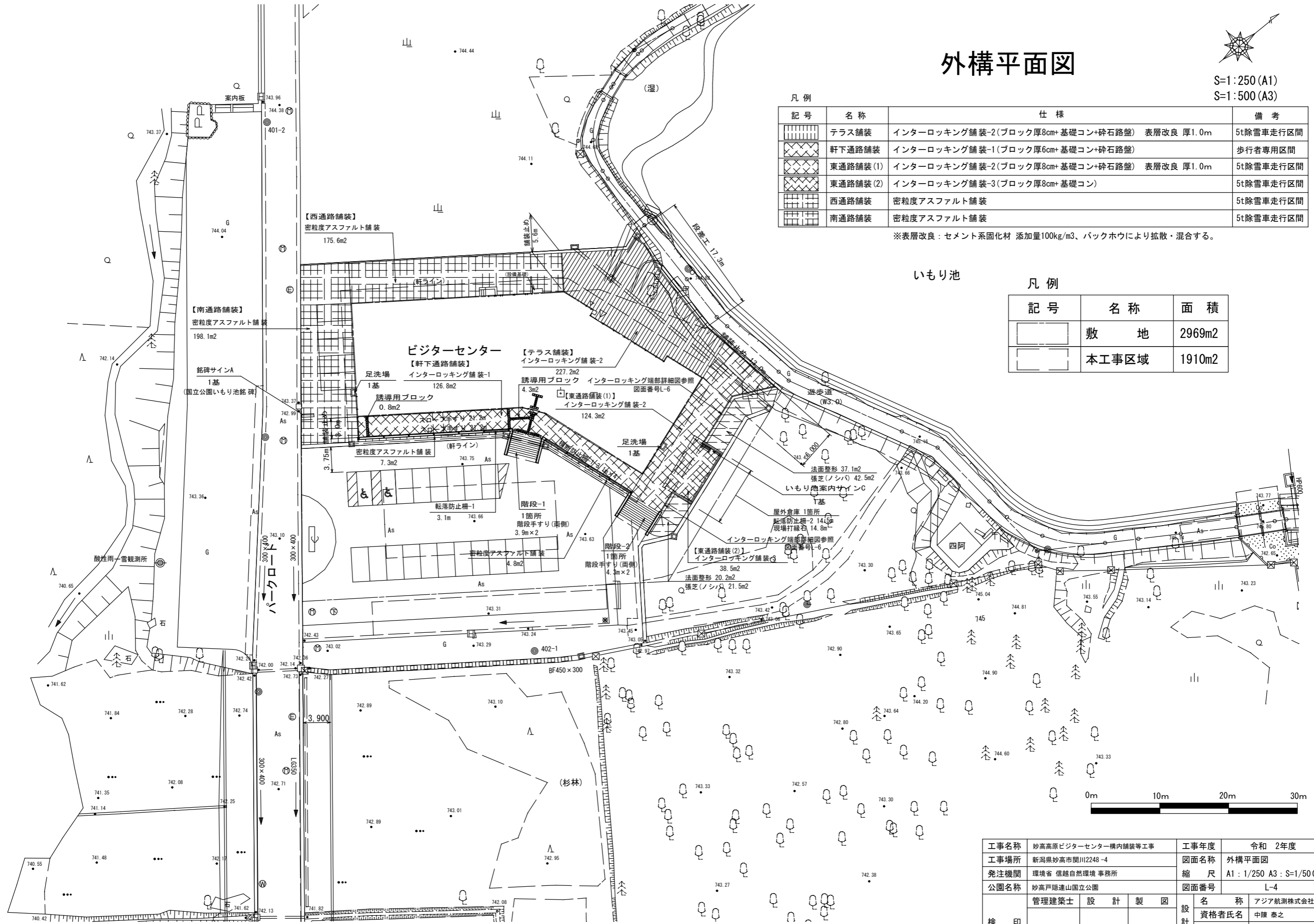
記号	名称	仕様	備考
	テラス舗装	インターロッキング舗装-2(ブロック厚8cm+基礎コン+砕石路盤) 表層改良 厚1.0m	5t除雪車走行区間
	軒下通路舗装	インターロッキング舗装-1(ブロック厚6cm+基礎コン+砕石路盤)	歩行者専用区間
	東通路舗装(1)	インターロッキング舗装-2(ブロック厚8cm+基礎コン+砕石路盤) 表層改良 厚1.0m	5t除雪車走行区間
	東通路舗装(2)	インターロッキング舗装-3(ブロック厚8cm+基礎コン)	5t除雪車走行区間
	西通路舗装	密粒度アスファルト舗装	5t除雪車走行区間
	南通路舗装	密粒度アスファルト舗装	5t除雪車走行区間

※表層改良：セメント系固着材 添加量100kg/m³、バックホウにより拡散・混合する。

凡例

記号	名称	面積
	敷地	2969m ²
	本工事区域	1910m ²

いもり池

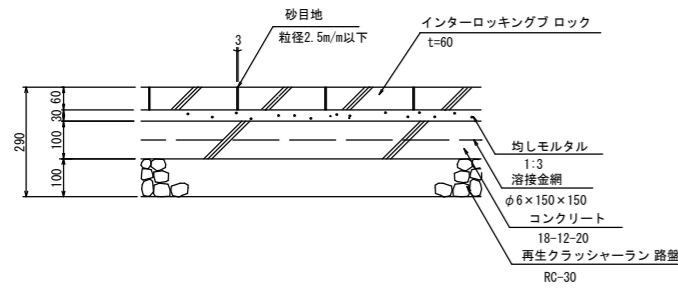


工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 2年度
工事場所	新潟県妙高市関川12248-4	図面名称	外構平面図
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1: 1/250 A3: S=1/500
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	L-4
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	名称	アジア航測株式会社
	資格者氏名	中陳 泰之	
	登録番号	一級建築士 第244596号	
所在地	神奈川県川崎市磯子区 万福寺1-2-2		

舗装・縁石工構造図

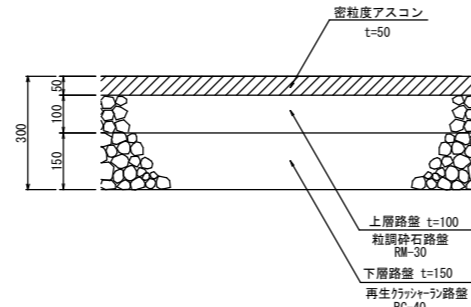
S=1:10 (A1)
S=1:20 (A3)

インターロッキング舗装-1 構造図



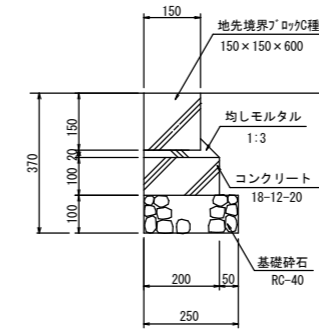
※インターロッキングブロックはサンプル提示の上、監督員の承諾を受けること。

密粒度アスファルト舗装 構造図



※CBR3以上で施工すること。

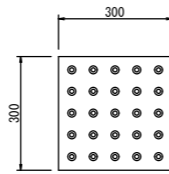
舗装止め 構造図



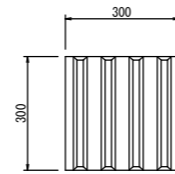
誘導ブロック 構造図

平面図

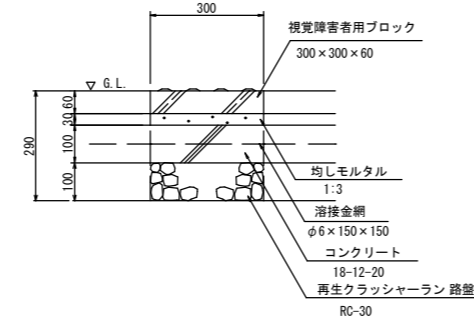
点状ブロック



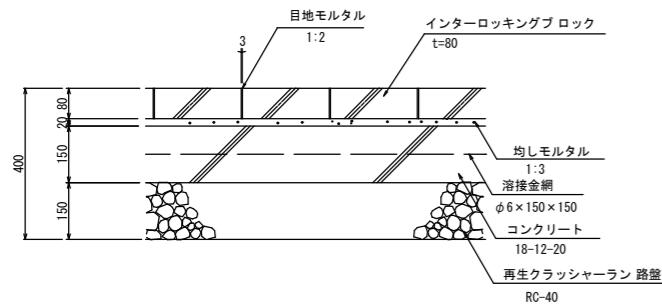
線状ブロック



断面図

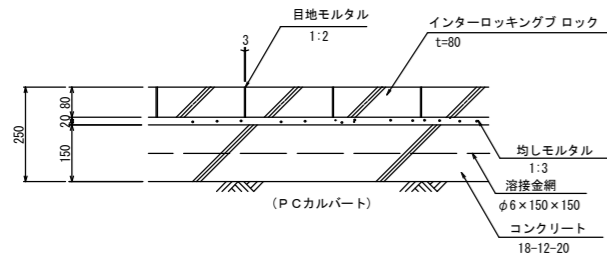


インターロッキング舗装-2 構造図



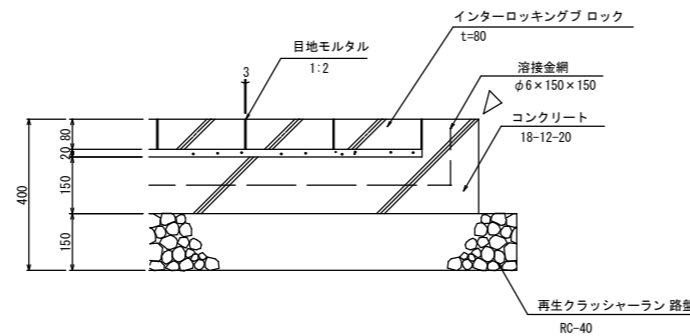
※インターロッキングブロックはサンプル提示の上、監督員の承諾を受けること。

インターロッキング舗装-3 構造図

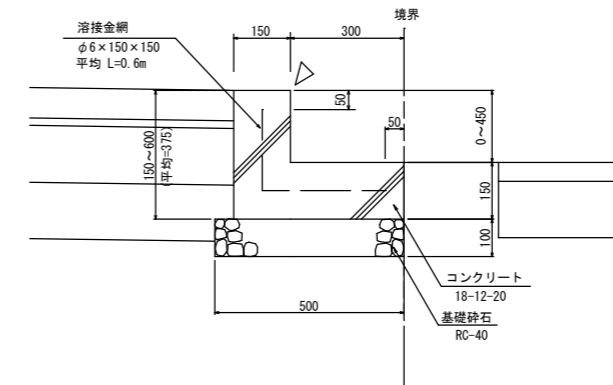


※インターロッキングブロックはサンプル提示の上、監督員の承諾を受けること。

インターロッキング端部詳細図



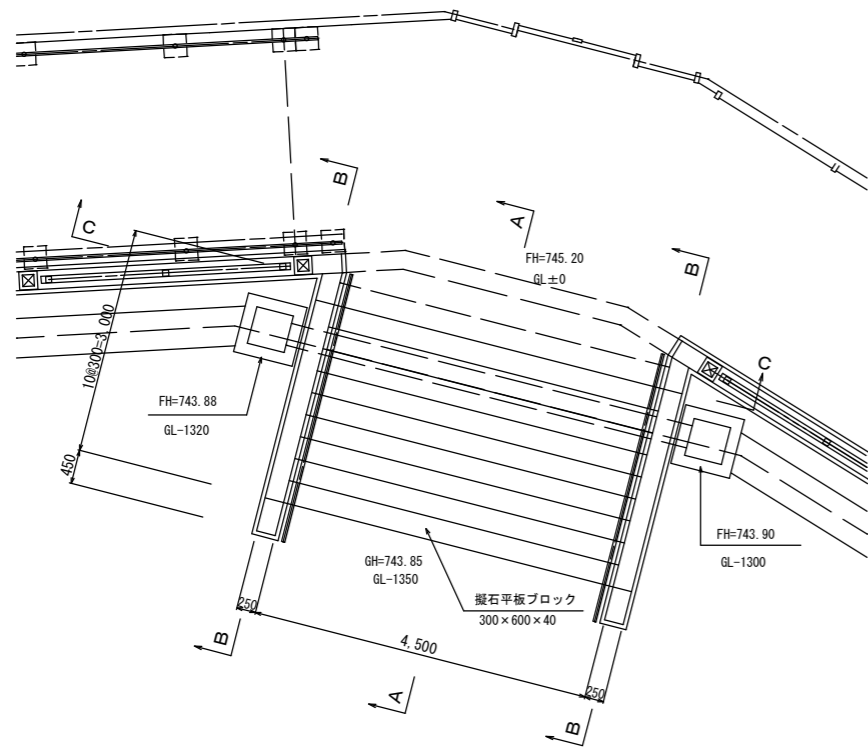
段差工 構造図



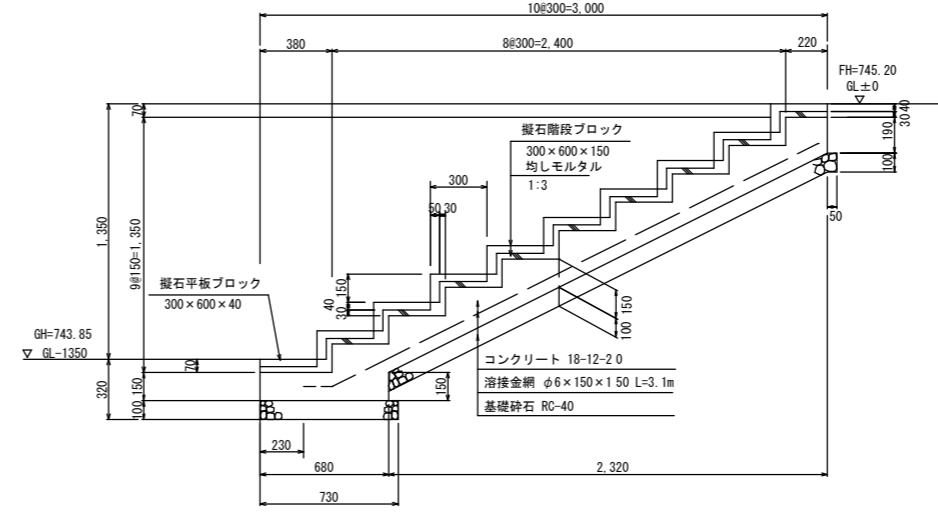
工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 2年度
工事場所	新潟県妙高市関川2248-4	図面名称	舗装・縁石工構造図
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1:図示 A3:図示
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	L-5
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	名称	アジア航測株式会社
	資格者氏名	登録番号	中陳 泰之 一級建築士 第244596号
	所在地	神奈川県川崎市麻生区万福寺1-2-2	

階段-1構造図

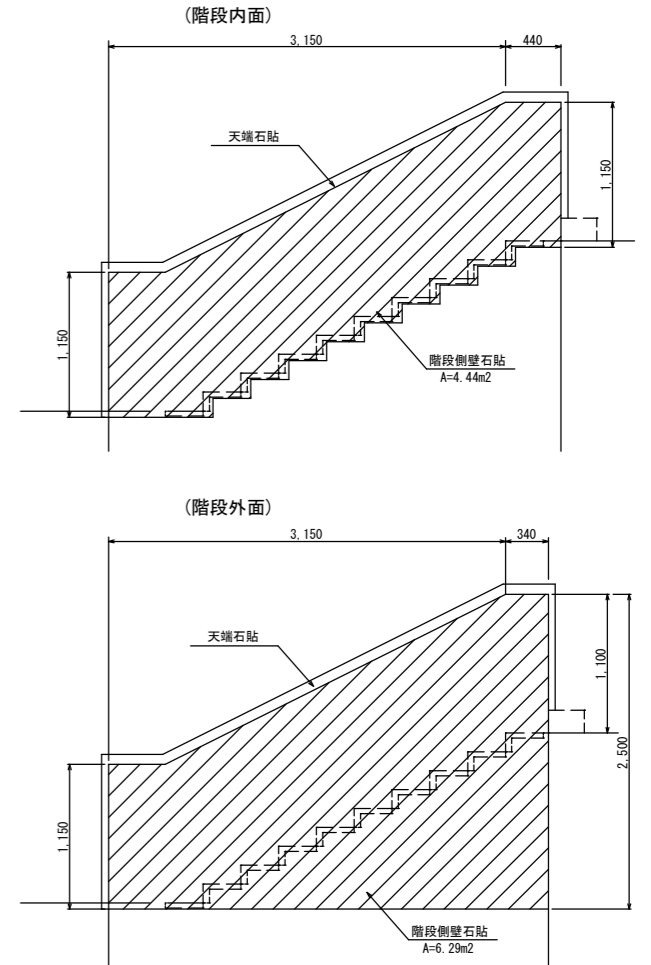
平面図 S=1:50 (A1)
S=1:100 (A3)



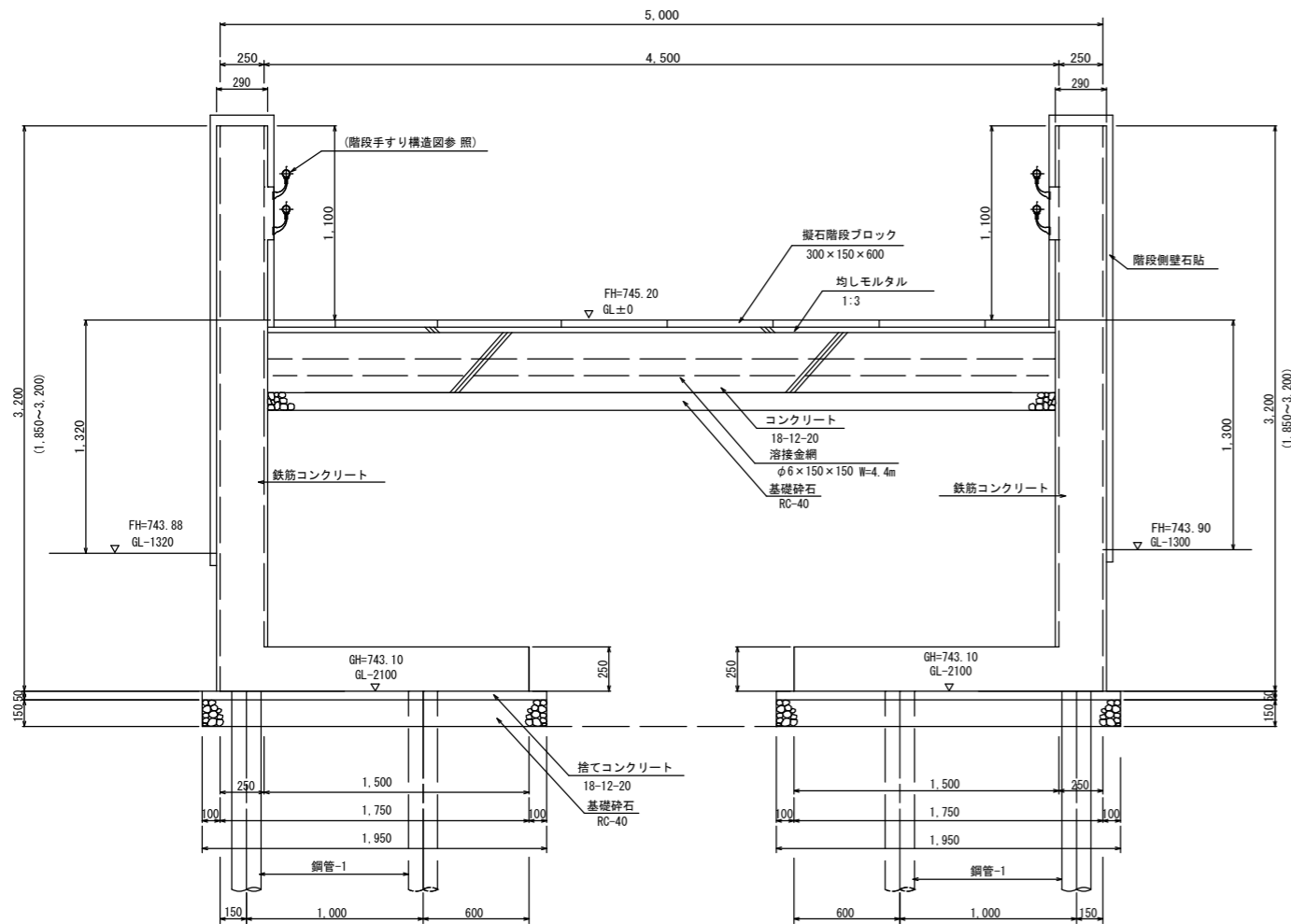
A-A断面図 S=1:20 (A1)
S=1:40 (A3)



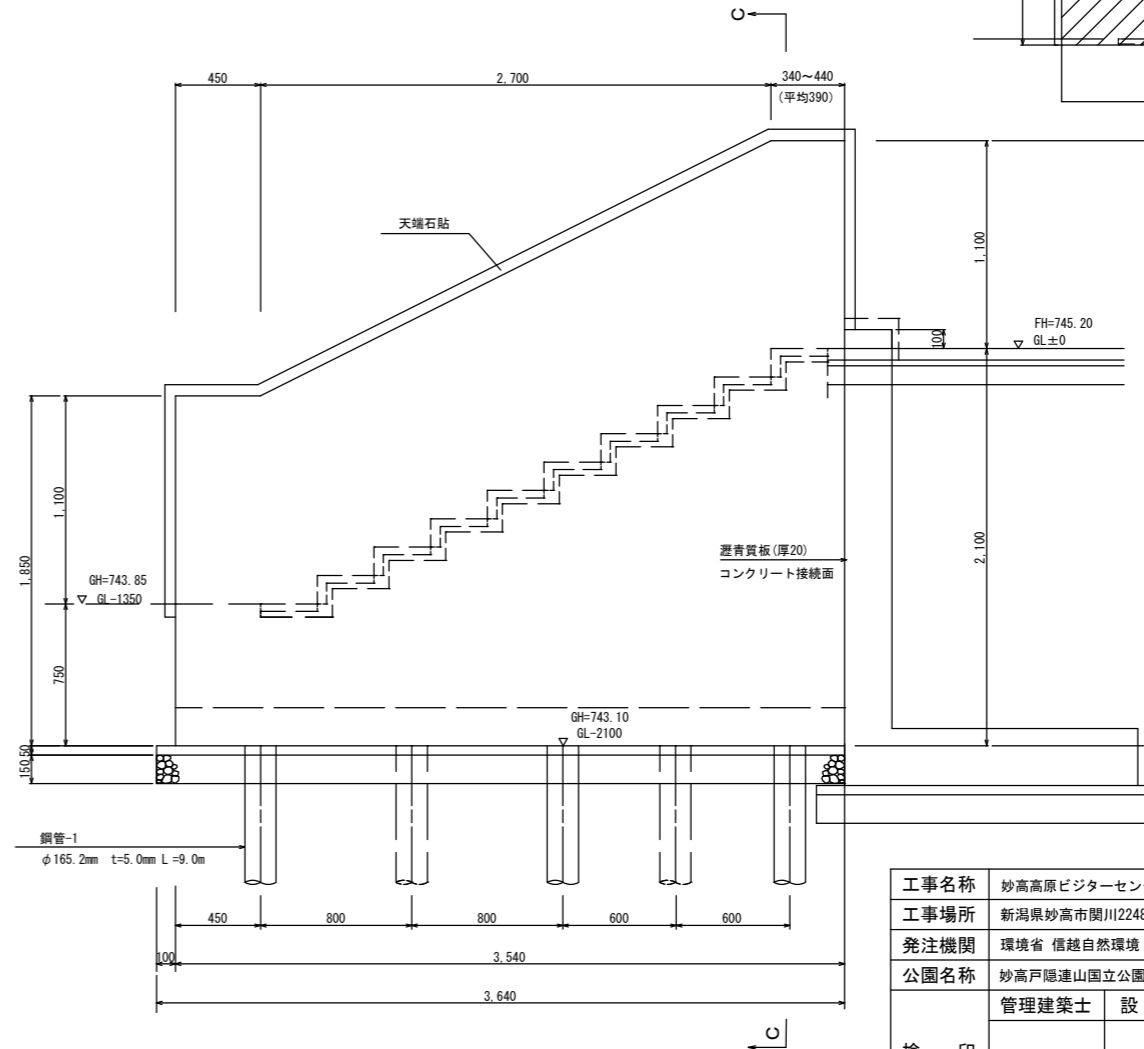
石貼面積図 S=1:30 (A1)
S=1:60 (A3)



C-C断面図 S=1:20 (A1)
S=1:40 (A3)



B-B断面図 S=1:20 (A1)
S=1:40 (A3)



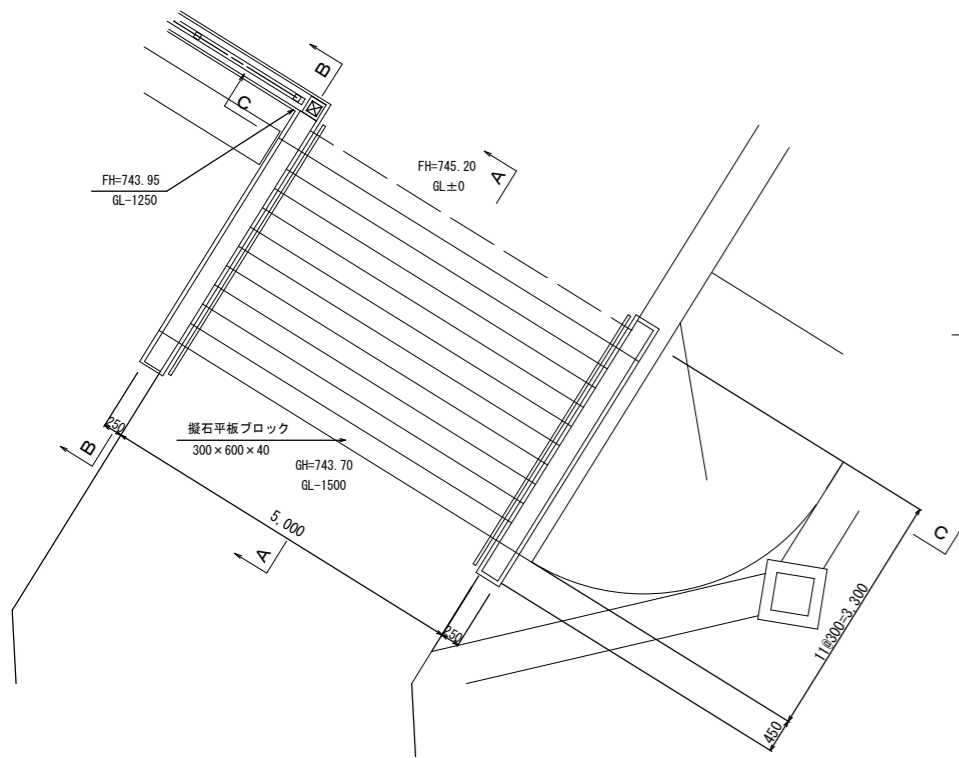
※杭の平面配置は杭状図を参照のこと。

躯体工事は令和2年度工事

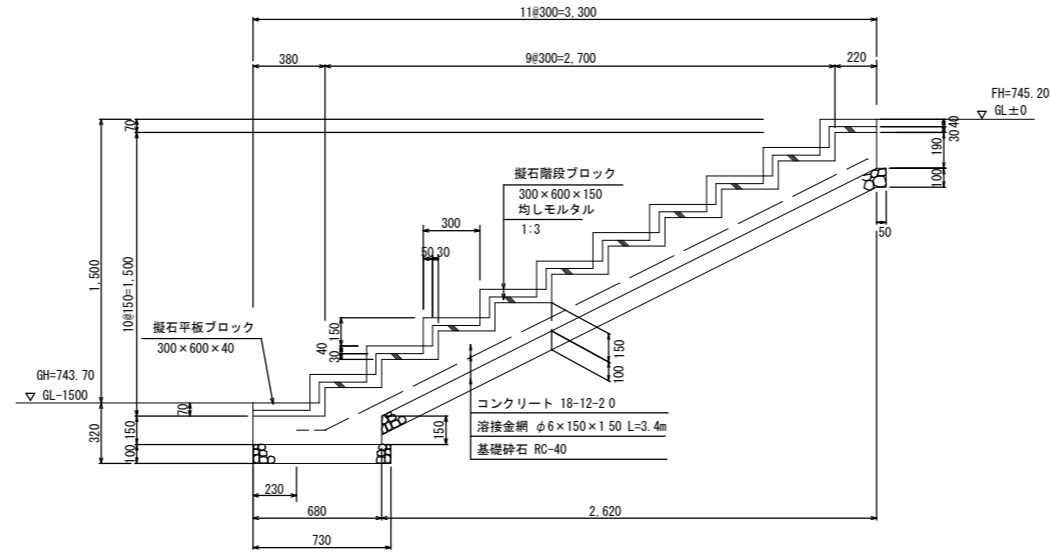
工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川12248-4	図面名称	階段-1構造図
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1:図示 A3:図示
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	L-6
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	アジア航測株式会社	
	資格者氏名	中陳 泰之	
	登録番号	一級建築士 第244596号	
所在地	神奈川県川崎市麻生区万福寺1-2-2		

階段-2構造図(1)

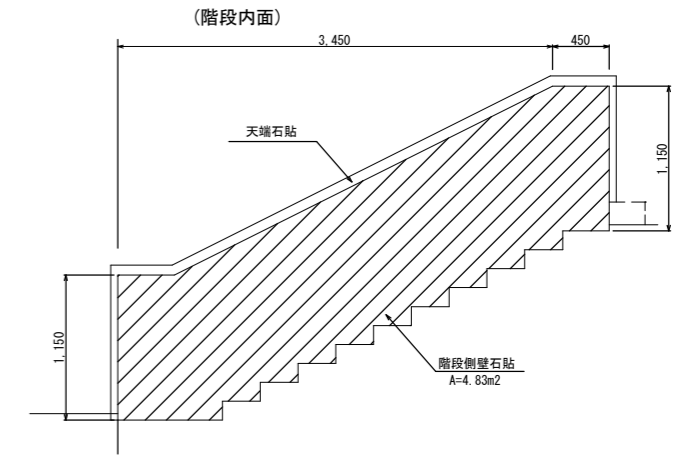
平面図 S=1:50 (A1)
S=1:100 (A3)



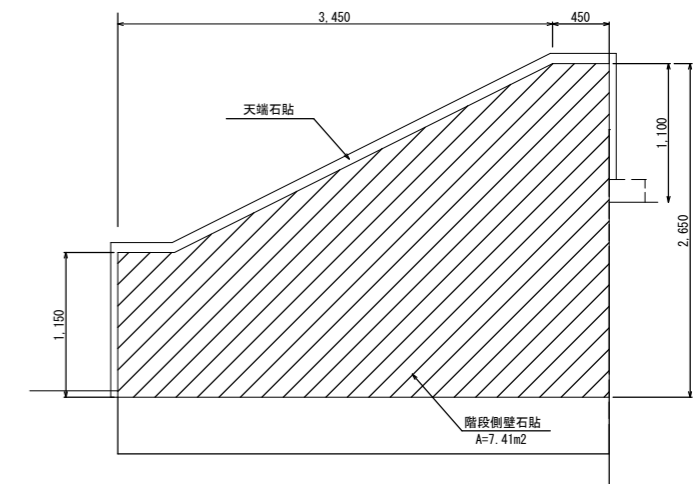
A-A断面図 S=1:20 (A1)
S=1:40 (A3)



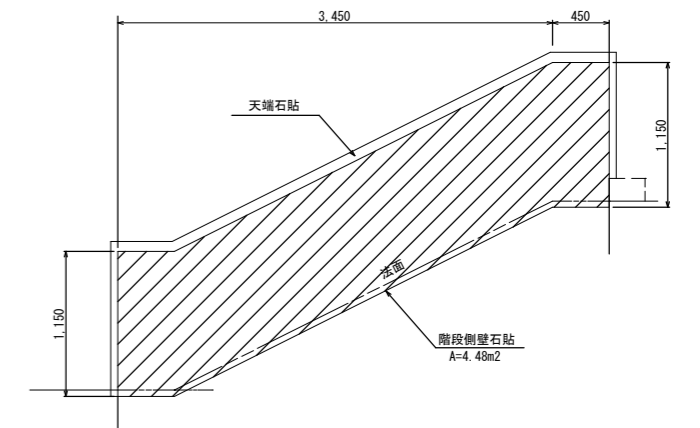
石貼面積図 S=1:30 (A1)
S=1:60 (A3)



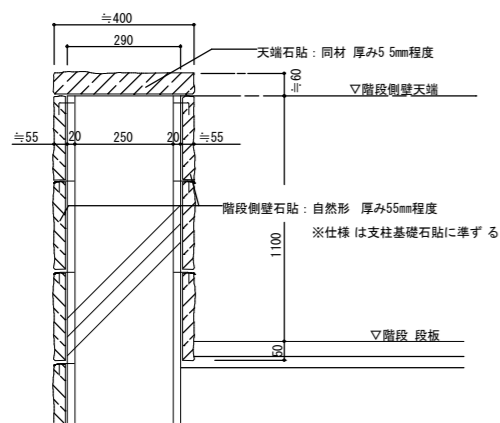
(階段外面 B-B断面側)



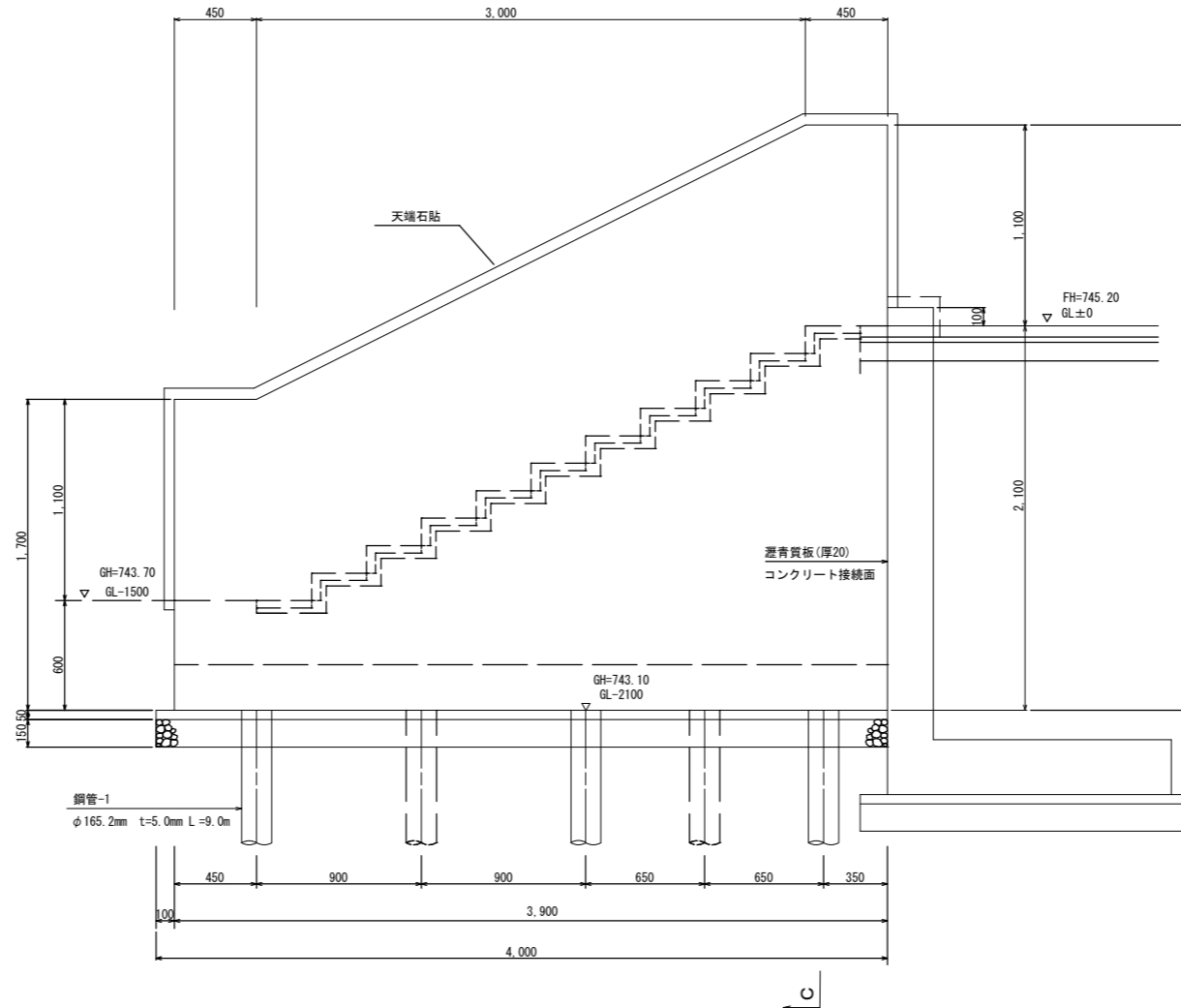
(階段外面 D-D断面側)



階段側壁石貼 詳細図 S=1:10 (A1)
S=1:20 (A3)



B-B断面図 S=1:20 (A1)
S=1:40 (A3)



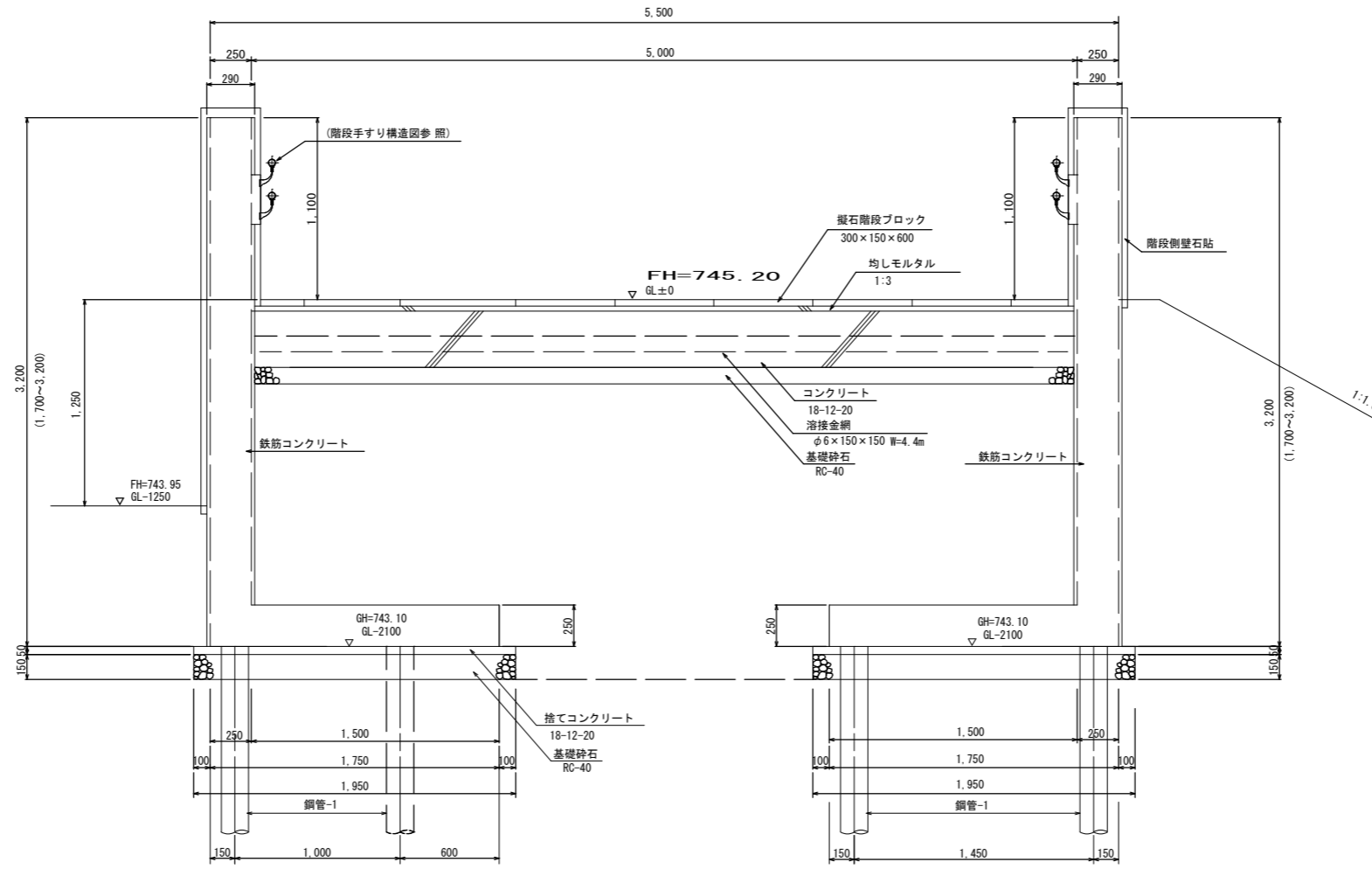
※杭の平面配置は杭状図を参照のこと。

躯体工事は令和2年度工事

工事名称	妙高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川12248-4	図面名称	階段-2構造図(1)
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1:図示 A3:図示
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	L-7
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	名称	アジア航測株式会社
	資格者氏名	登録番号	中陳 泰之 一級建築士 第244596号
	所在地	神奈川県川崎市麻生区万福寺1-2-2	

階段-2構造図(2)

C-C断面図 S=1:20 (A1)
S=1:40 (A3)



※杭の平面配置は杭状図を参照のこと。

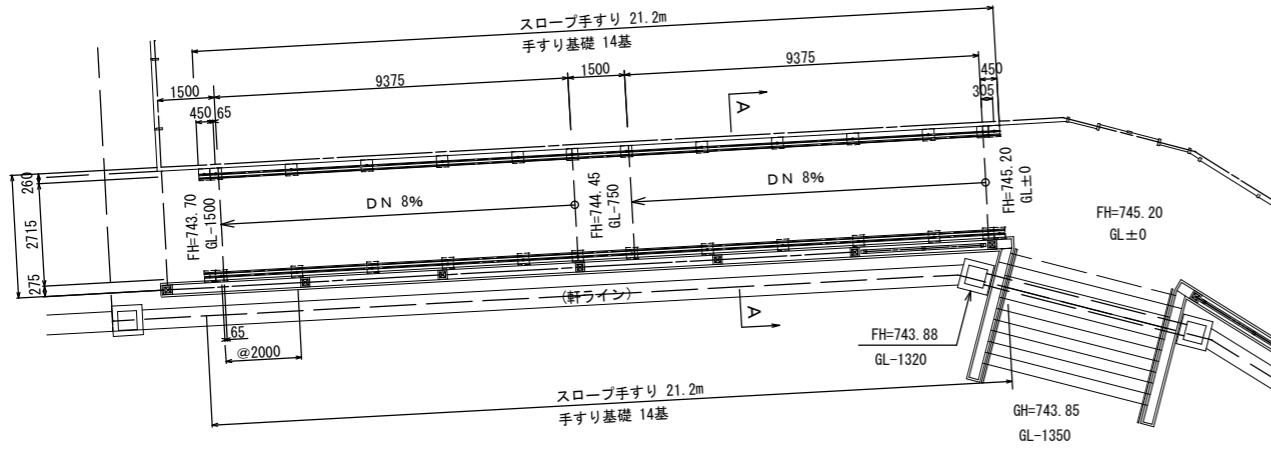
躯体工事は令和2年度工事

工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川12248-4	図面名称	階段-2構造図(2)
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1:図示 A3:図示
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	L-8
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	名称	アジア航測株式会社
	資格者氏名	中陳 泰之	
	登録番号	一級建築士 第244586号	
所在地	神奈川県川崎市麻生区万福寺1-2-2		

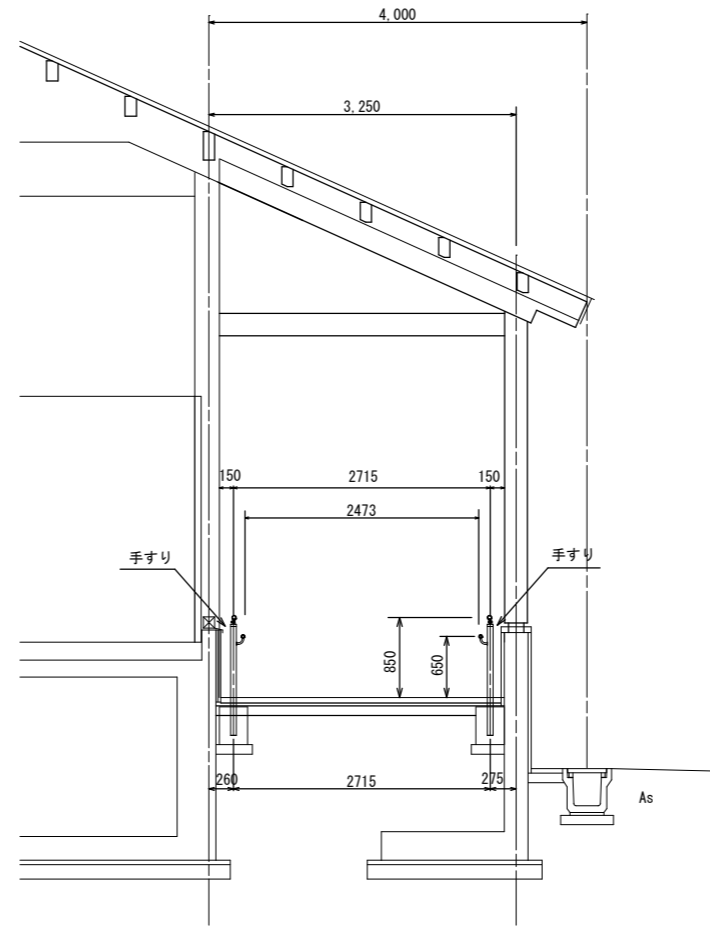
手すり構造図(1)

スロープ手すり 構造図

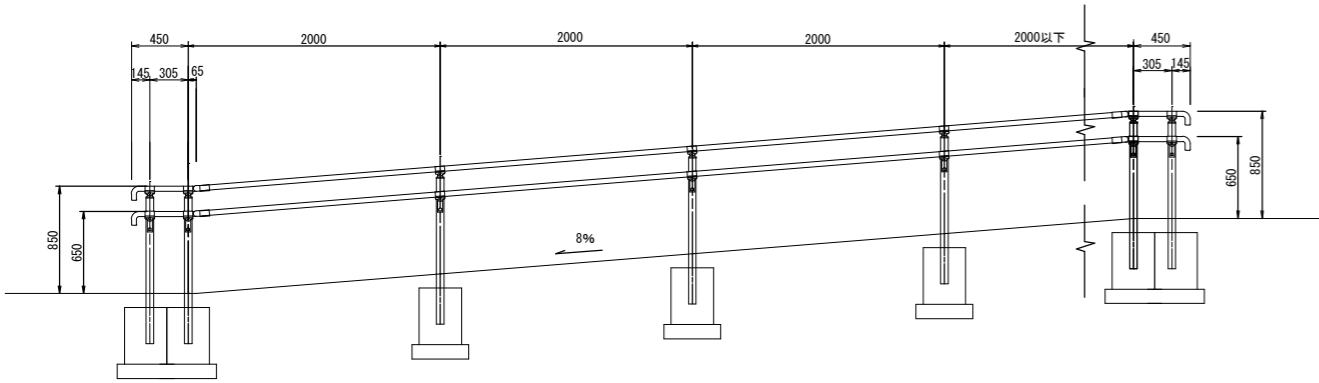
配置図 S=1:100 (A1)
S=1:200 (A3)



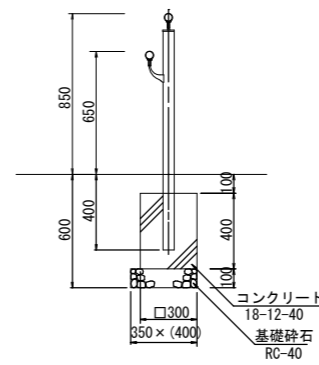
スロープ断面図 S=1:40 (A1)
(A-A) S=1:80 (A3)



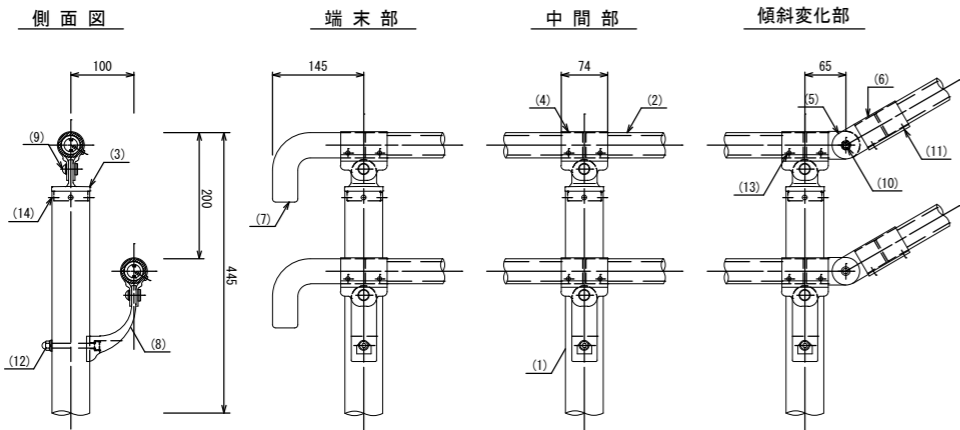
立面図 S=1:30 (A1)
S=1:60 (A3)



断面図 S=1:20 (A1)
S=1:40 (A3)



部分詳細図 S=1:6 (A1)
S=1:12 (A3)



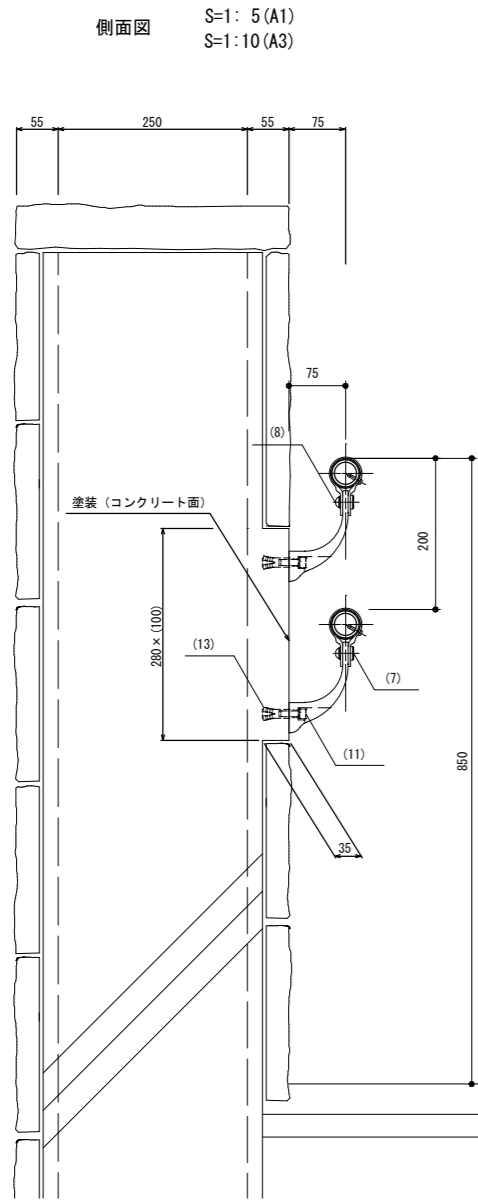
部番	名称	形状	材質
(1)	支柱	φ60 × 3.0t	A6N01S-T5
(2)	手摺	φ40 × 4.5t	サリ材合成木材
(3)	芯材	φ30.5 × 4.5t	A6N01S-T5
(4)	キャップ金具A	φ60用	ADC 12
(5)	キャップ金具B	φ40用 (巾=74)	A6063S-T5
(6)	フレキシブル金具A	φ40用 (1セット/2ヶ)	ADC 12
(7)	フレキシブル金具B	φ40用 (巾=75)	A6063S-T5
(8)	端束手摺	φ40	AC4C-F
(9)	ブラケット	φ40用 (出巾=100)	AC4C-T6
(10)	六角穴付ボタネボルト	M8 × 15 B.F.N.W	SUS
(11)	六角穴付ボルト	M8 × 20 B.SW	"
(12)	六角穴付止ネジ	M6 × 6 B	"
(13)	六角穴付ボルト	M8 × 80 B.CN.W.SW	"
(14)	ピアスビス (ナベ)	φ4 × 19 B	"
(15)	ピアスビス (皿頭)	φ4 × 19 B	"

※ 合成木材については、サンディング仕上 (ダークカラー)
※ アルミ形材 (芯材除く)については、アルマイト (マットブラウン)
アルミ飾物については、塗装 (マットブラウン) 仕上とする。
※ ボルト、ビス類についてはブロンズ色とする。
※ 製品は、メーカーの指定する損害賠償責任保険に加入しているものとする。

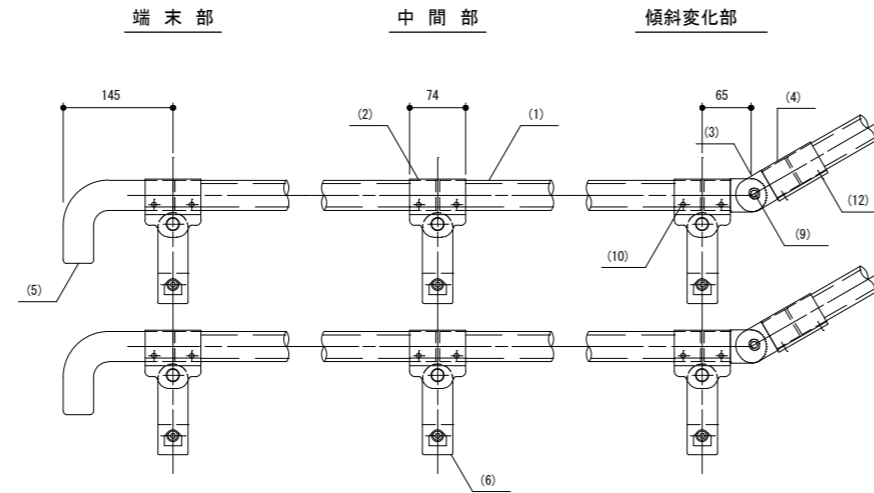
工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川12248-4	図面名称	手すり構造図(1)
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1:図示 A3:図示
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	L-9
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	アジア航測株式会社	
	登録番号	中陳 泰之	
	所在地	一級建築士 第244596号 神奈川県川崎市磯子区 万福寺1-2-2	

手すり構造図(2)

階段手すり構造図



手すり詳細図 S=1:5 (A1)
S=1:10 (A3)

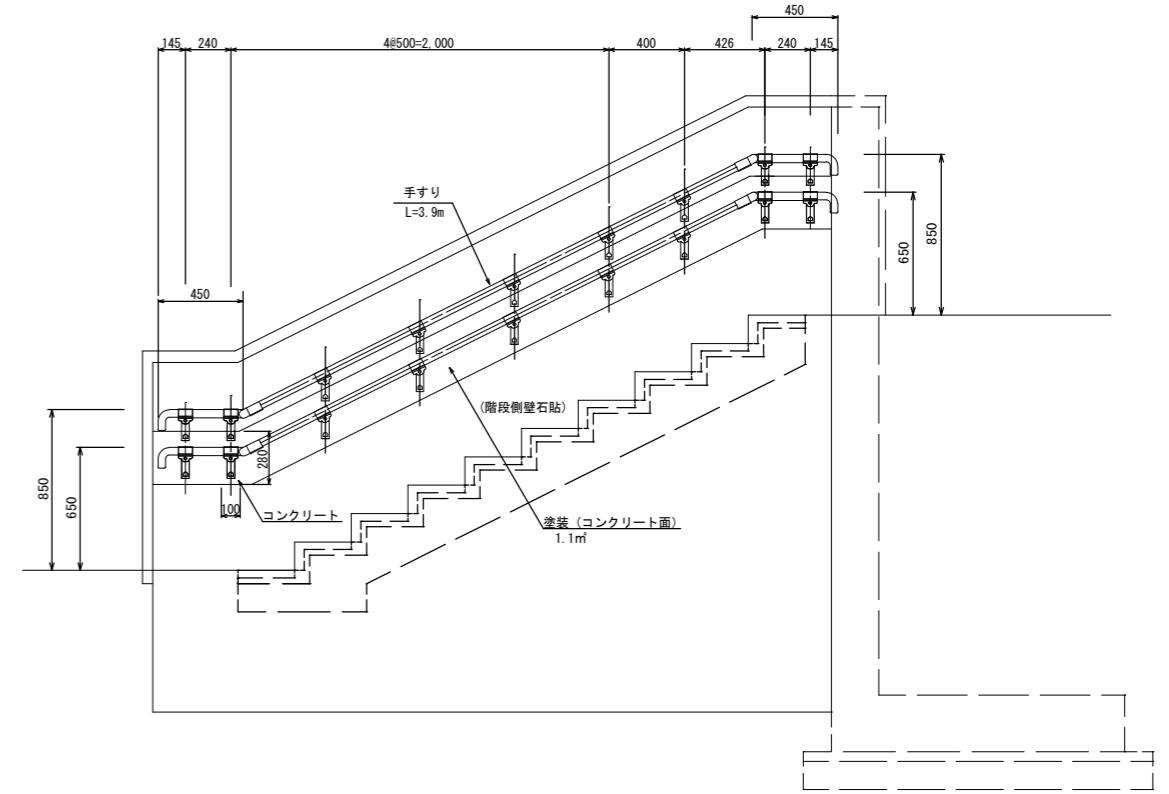


部番	名称	形状	材質	表面処理
(1)	手摺	φ40 (φ36 × 3.0t)	A6005CS-T5	再生木材表面 サンディング仕上
(2)	キャップ金具 B	φ40 用 (巾=74)	A6063S-T5	ポリエステル系粉体塗装 (マットブラウン色)
(3)	フレキシブル金具 A	φ40 用 (2ヶ/セット)	ADC	
(4)	フレキシブル金具 B	φ40 用 (巾=75)	A6063S-T5	
(5)	端末手摺	φ40	ADC	
(6)	2段金具	φ40 用 (巾=75 平面型)	AC4C	GB
(7)	化粧ナット	M8 用	ADC	
(8)	六角穴付ボタネボルト	M8 ×15 B.W	SUS	
(9)	六角穴付ボタネボルト	M8 ×20 B.SW		
(10)	ピラスビス (ナベ)	φ4 ×19 B		
(11)	六角穴付ボルト	M8 ×25 B.SW		
(12)	六角穴付止ネジ	M6 ×6 B		
(13)	メネジアンカー	M8 用 L=35		

※ 製品は、メーカーの指定する損害賠償責任保険に加入しているものとする。

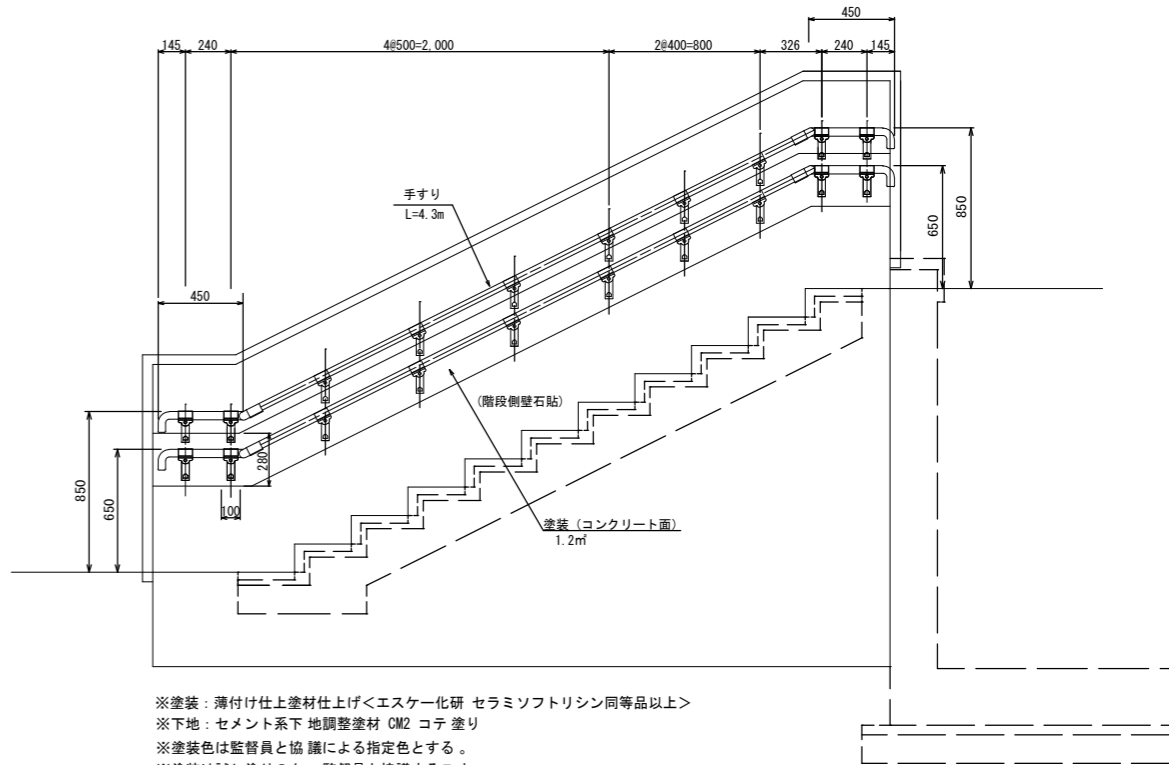
(階段-1)
正面図

S=1:20 (A1)
S=1:40 (A3)



(階段-2)
正面図

S=1:20 (A1)
S=1:40 (A3)

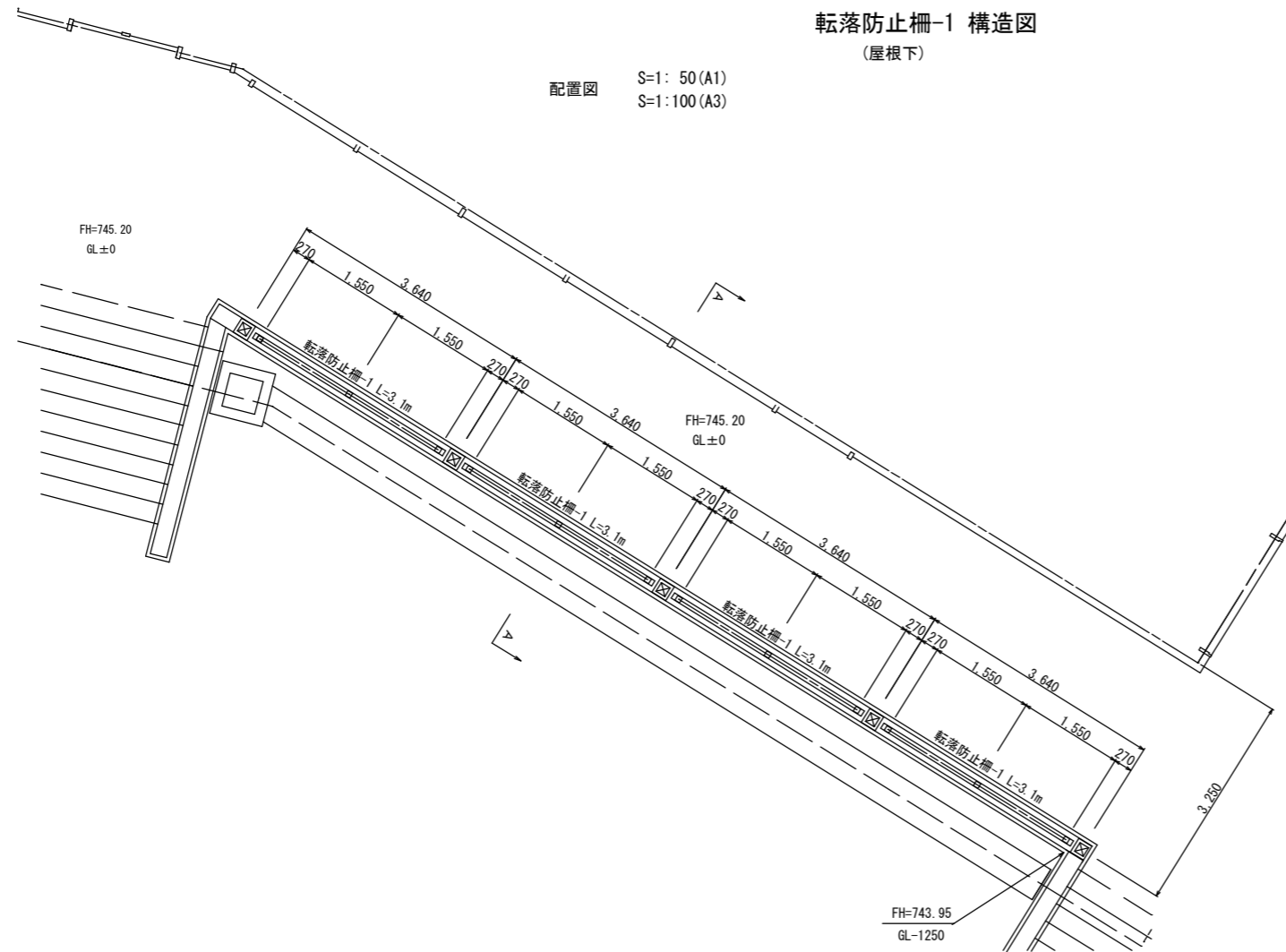


※ 塗装: 薄付仕上げ塗材仕上げ<エスケー化研 セラミソフトリシン同等品以上>
 ※ 下地: セメント系下地調整塗材 CM2 コテ塗り
 ※ 塗装色は監督員と協議による指定色とする。
 ※ 塗装は試し塗りの上、監督員と協議すること。

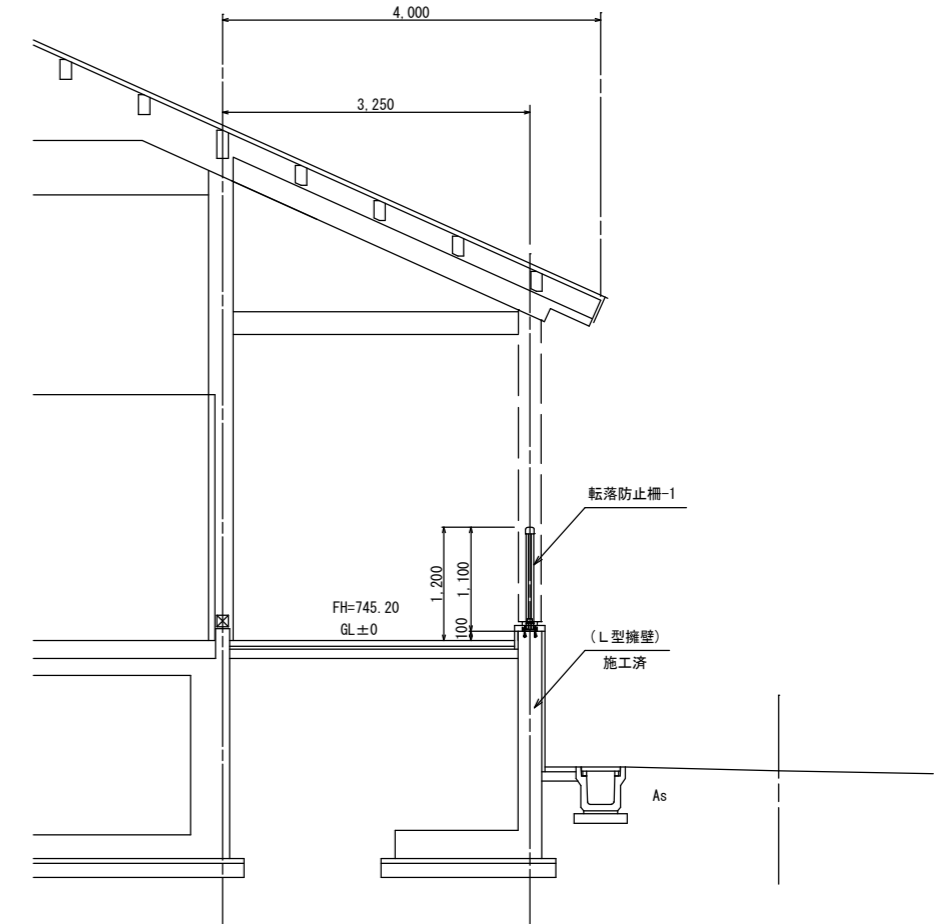
工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川2248-4	図面名称	手すり構造図(2)
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1:図示 A3:図示
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	L-10
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	アジア航測株式会社	
	資格者氏名	中陳 泰之	
	登録番号	一級建築士 第244586号	
所在地	神奈川県川崎市磯生区 万福寺1-2-2		

転落防止柵構造図(1)

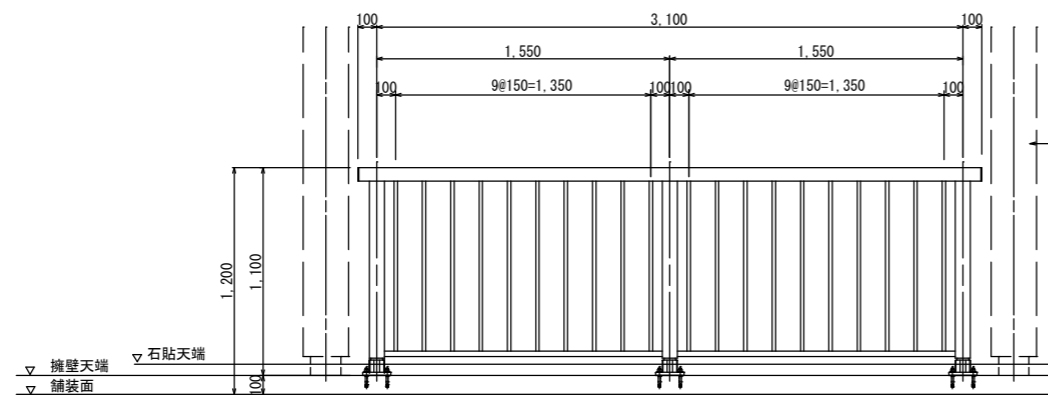
転落防止柵-1 構造図
(屋根下)



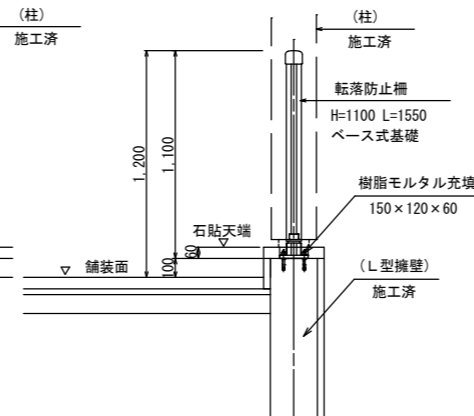
断面図 S=1:40 (A1)
S=1:80 (A3)
(A-A)



立面図 S=1:20 (A1)
S=1:40 (A3)



断面図 S=1:20 (A1)
S=1:40 (A3)

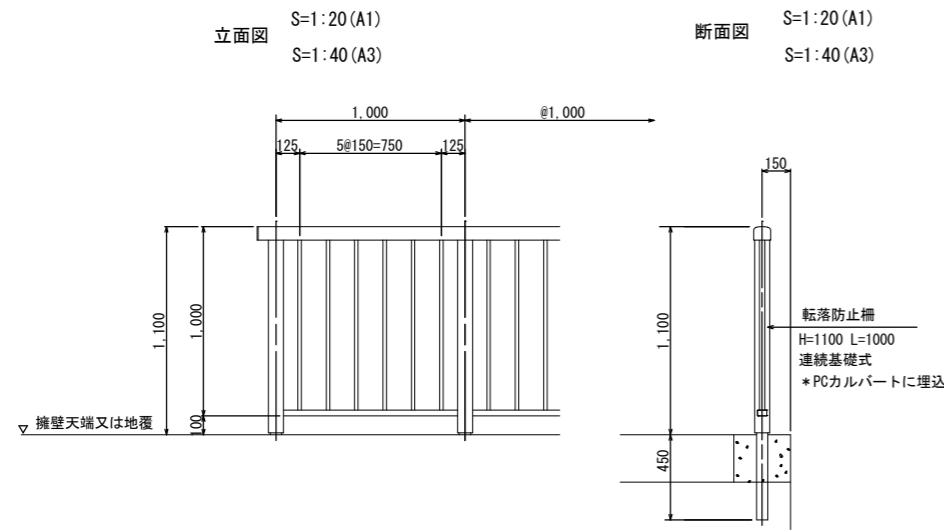


※転落防止柵の素材 規格は、次項の部分詳細図に示す。

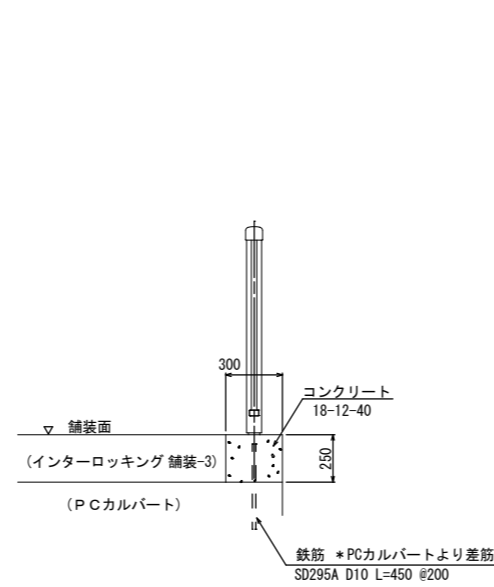
工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川2248-4	図面名称	転落防止柵構造図(1)
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1:図示 A3:図示
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	L-11
検印	管理建築士	設計	製図
	資格者氏名	アジア航測株式会社	
	登録番号	中陳 泰之	
	所在地	一級建築士 第244586号 神奈川県川崎市麻生区万福寺1-2-2	

転落防止柵構造図(2)

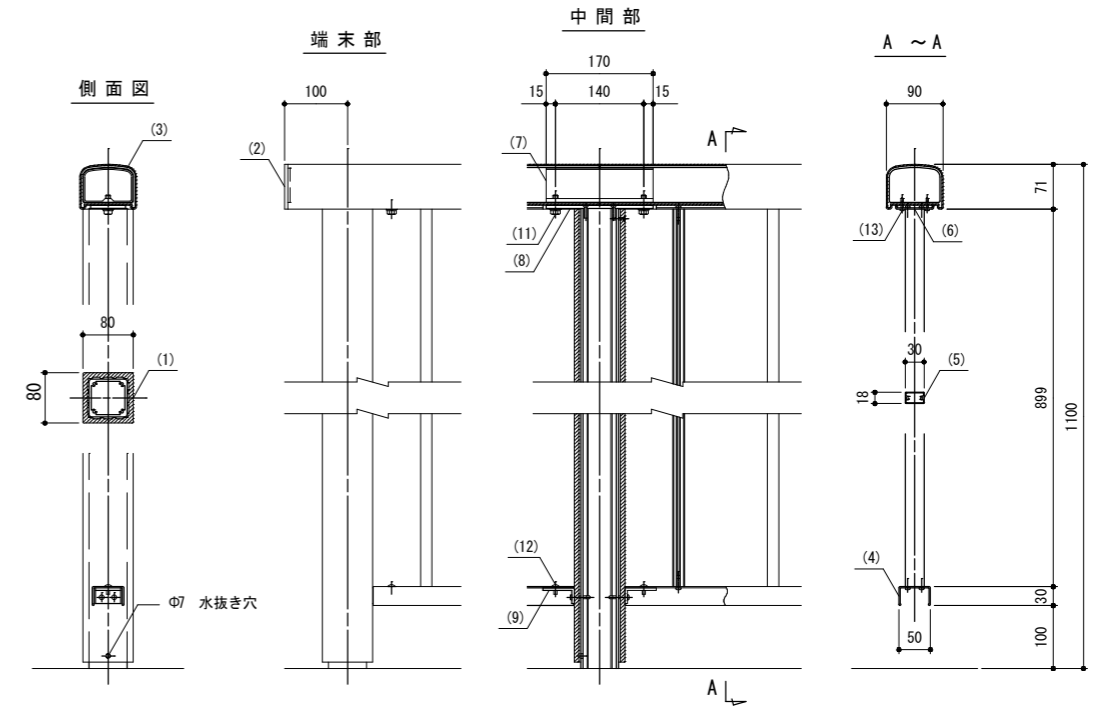
転落防止柵-2 構造図
(屋外)



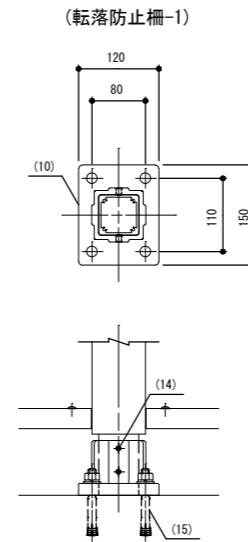
現場打縁石 構造図 S=1:20 (A1)
S=1:40 (A3)



部分詳細図 S=1:6 (A1)
S=1:12 (A3)



ベース詳細図 S=1:5 (A1)
S=1:10 (A3)



部番	名称	形状	材質
(1)	支柱	□60×60×3.5t	A6005CS-T5
	支柱化粧材	□80×80	
(2)	笠木端キャップ	90×71×5.0t	リサイクル合成木材
(3)	笠木	90×71(86×67)	A6063S-T5
(4)	下横	50×30×2.0t	
(5)	格子	30×18	
(6)	格子レール	60×6×2.0t	
(7)	インナースリーブ	L=170	
(8)	笠木クリップ	170×55×5.0t	ADC
(9)	下横クリップ	L50×25×4.0t	
(10)	ベースボックス	150×120	SUS
(11)	六角ボルト	M8×25 B.W.SW	
(12)	トラスビス	M5×12 B	
(13)	ピアスビス (ナベ)	Φ4×19 B	
(14)	六角穴付止ネジ	M8×10 B	
(15)	アンカーボルト	M12×100	

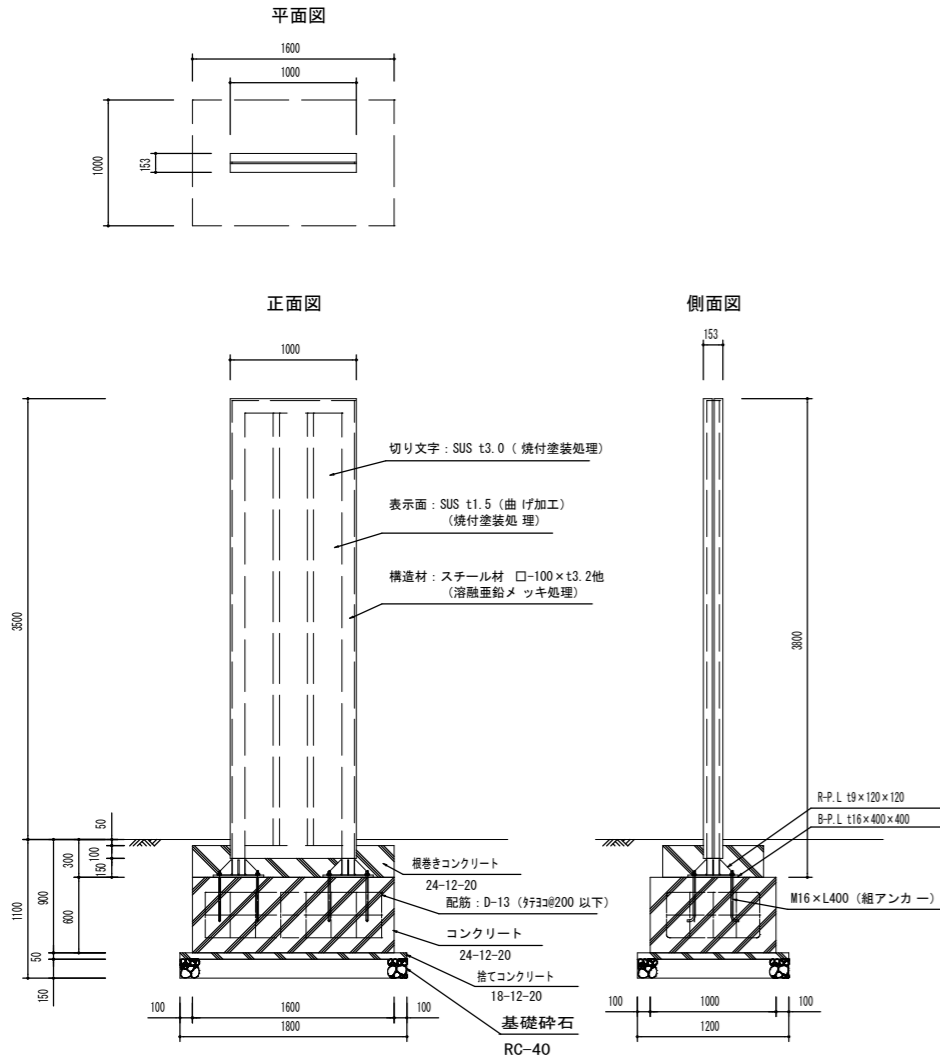
※ 合成木材については、サンディング仕上 (ダークカラー)
 ※ アルミ形材 (芯材除く) については、アルマイト (マットブラウン)
 アルミ鋳物については、塗装 (マットブラウン) 仕上とする。
 ※ ボルト、ビス類についてはブロンズ色とする。
 ※ 製品は、メーカーの指定する損害賠償責任保険に加入しているものとする。

工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川2248-4	図面名称	転落防止柵構造図(2)
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1:図示 A3:図示
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	L-12
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	名称	アジア航測株式会社
	資格者氏名	中陳 泰之	
	登録番号	一級建築士 第244586号	
所在地	神奈川県川崎市磯子区 万福寺1-2-2		

サイン構造図

銘碑サインA 構造図

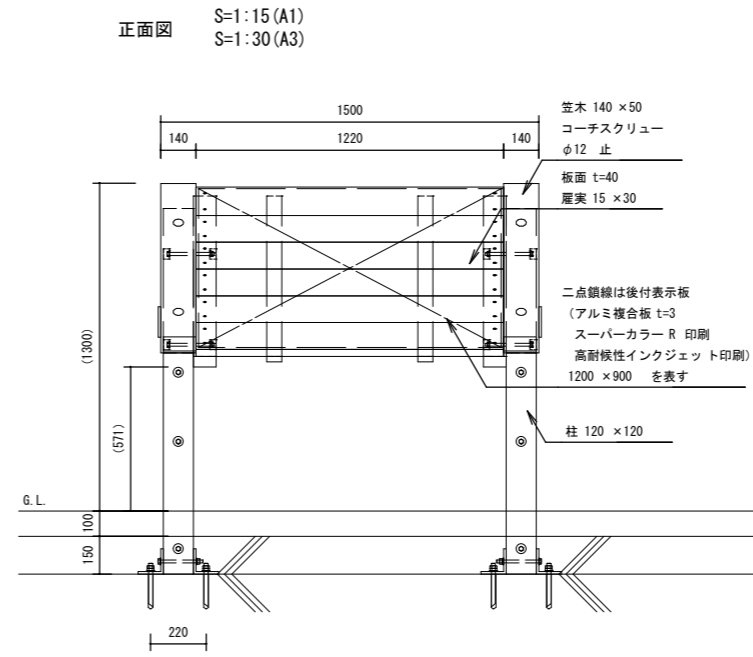
S=1:30 (A1)
S=1:60 (A3)



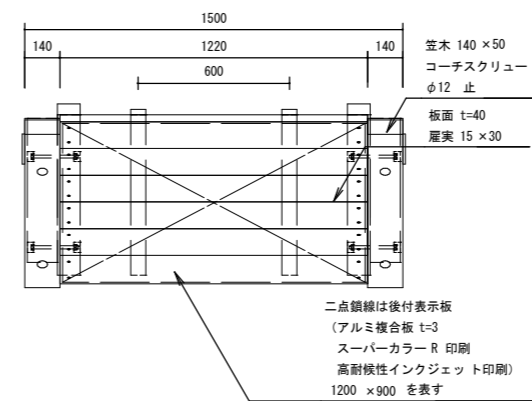
【特記事項】

- ※部材寸法は標準値とする。
- ※(一社)日本公園施設業協会賠償責任制度による、賠償責任保険加入製品とする。
- ※(一社)日本公園施設業協会が認定した「SP L表示認定企業」の設計・製造・販売製品とする。
- ※本製品は、ISO 9001:2015認証取得企業製品とする。
- ※フォント: TP国立公園明朝とする。

レイアウト図 S=1:15 (A1)
S=1:30 (A3)

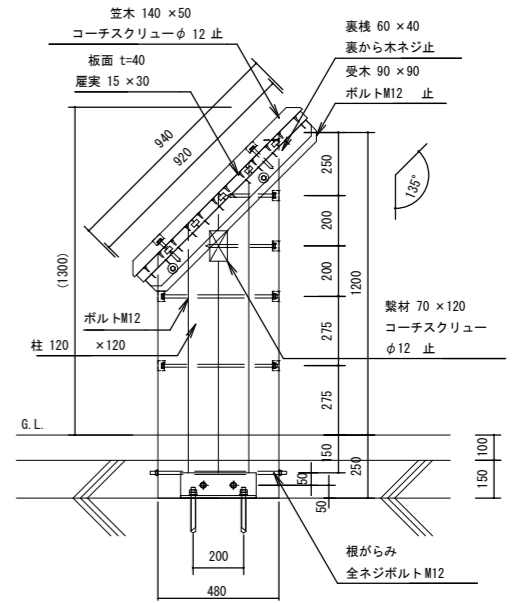


平面図 S=1:15 (A1)
S=1:30 (A3)

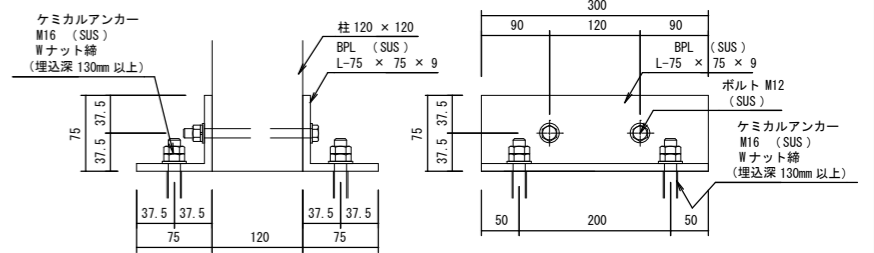


いもり池案内サインC 構造図

断面図 S=1:15 (A1)
S=1:30 (A3)



脚部金物 詳細図 S=1:20 (A1)
S=1:40 (A3)



【特記事項】

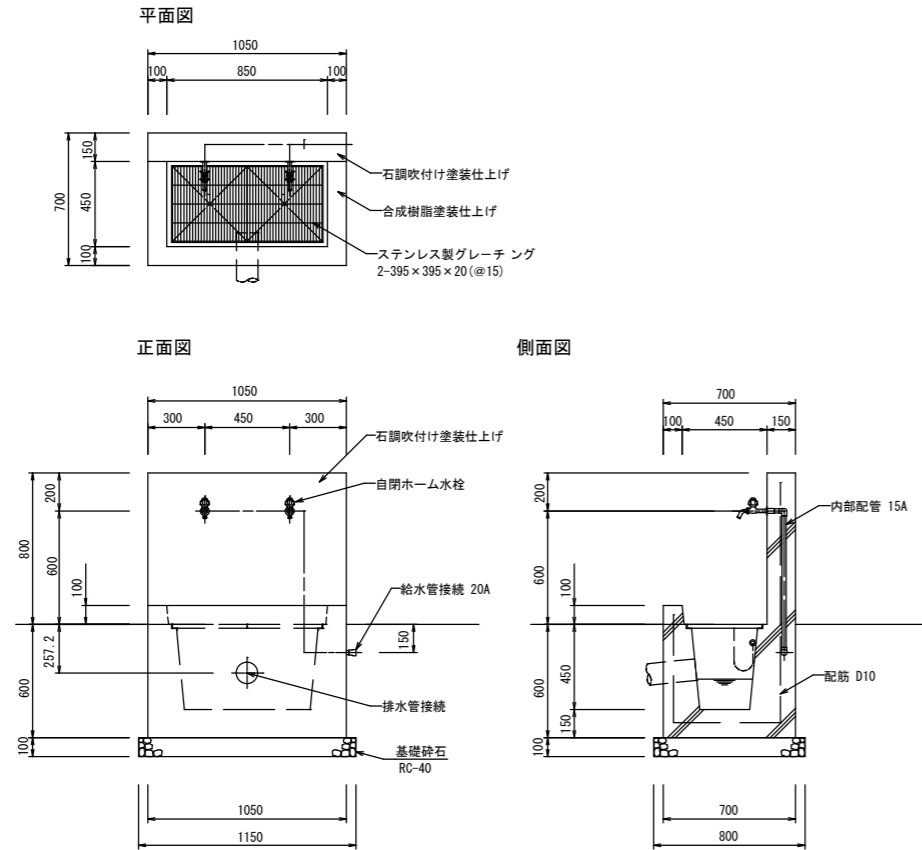
- ・後付表示板
- ※表示板の内容は、いもり池周辺地図および写真、解説等とレイアウトや内容については監督員と協議の上決定するものとする。
- ・木材
- ※木材は杉材 (角材はプレーナー加工) を使用する。
- ※木材は薬剤注入に適するように天然、又は人工乾燥処理を行う。
- ※木材は全て加工後、A ZNA ベンタキュアE003 0木材保存剤を加工注入処理する。
- ※加圧注入方法はJIS A 9002による。
- ※本製品はA0認証取得工場にて製作するものとする。
- ※木材の見え掛り部は面取を行なう。
- ※柱は背割を行なう。深さは、図示無き限り、木材の1/2までとする。
- 木材の見え掛り部は木材表面保護塗料ワーマックスS塗装とする。
- 柱の地際部は上下10cmの範囲にサンプレザー0GR塗布とする。
- ・鋼材
- ※鋼材は図示無き限り、ステンレスとする。
- ・ボルト類
- ※ボルトは、図示無き限り、溶融亜鉛めっきとする。
- ※木ねじ類は、図示無き限り、ステンレスとする。
- ・座金
- ※見え掛り (木材表面) のボルトは図示無き限り座金内に納める。
- ※見え掛りの座金は、シリコンキャップをつける。
- ・その他
- ※製品保証は2年、木部の腐朽に関しては5年の保証とする。
- ※(一社)日本公園施設業協会賠償責任制度による、賠償責任保険加入製品とする。
- ※(一社)日本公園施設業協会が認定した「SP L表示認定企業」の設計・製造・販売製品とする。
- ※本製品は、ISO 9001:2015認証取得企業製品とする。
- ※本製品の設計図面の変更、模倣を禁止いたします。

工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川2248-4	図面名称	サイン構造図
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1:図示 A3:図示
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	L-13
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	アジア航測株式会社	
	資格者氏名	中塚 泰之	
	登録番号	一級建築士 第244586号	
所在地	神奈川県川崎市麻生区 万福寺1-2-2		

サービス施設構造図

足洗場 構造図

S=1:20 (A1)
S=1:40 (A3)



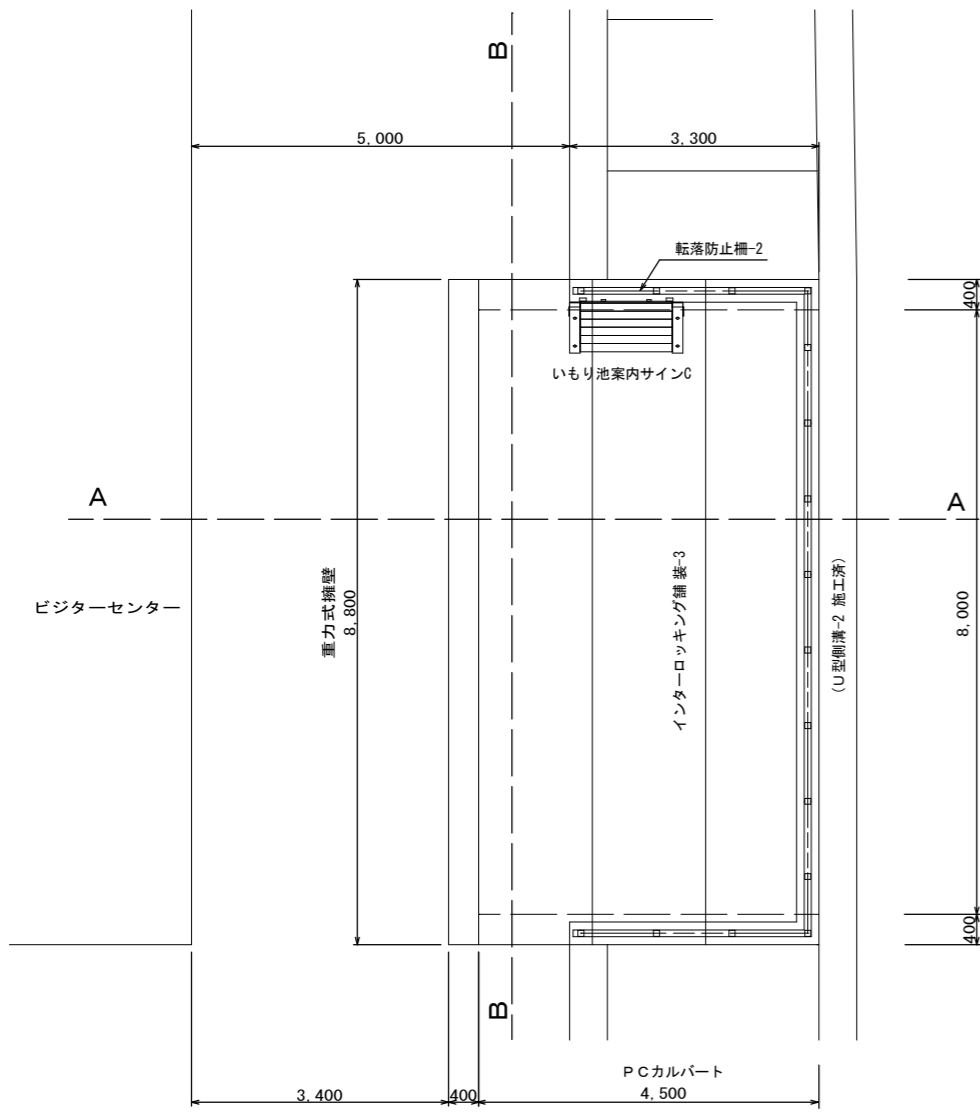
仕様	
本体	RC造、角面取り、石調吹付け塗装、一部合成樹脂塗装仕上げ
内部配管	配管用ステンレス鋼管、ステンレス製継手、防寒材巻き
集水樹脂	ステンレス製グレーチング、ステンレスチェーン付き

工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川12248-4	図面名称	サービス施設構造図
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1:図示 A3:図示
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	L-14
検印	管理建築士	設計	製図
	設計者	名称	アジア航測株式会社
	資格者氏名	中陳 泰之	
	登録番号	一級建築士 第244596号	
所在地	神奈川県川崎市麻生区万福寺1-2-2		

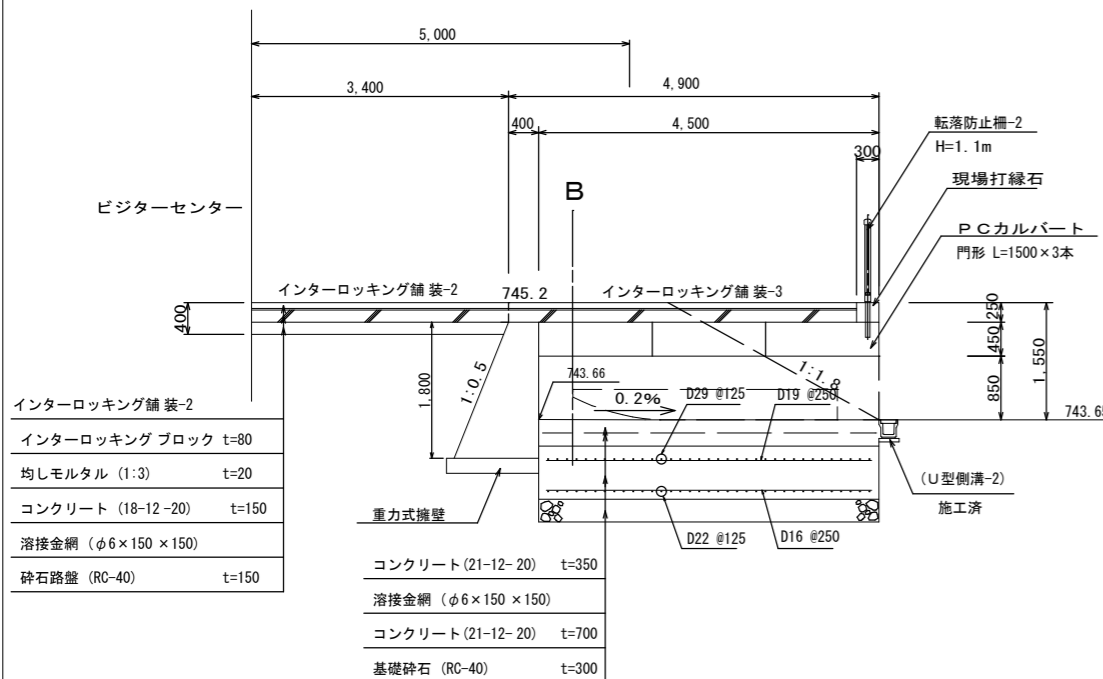
屋外倉庫構造図

S=1: 50 (A1)
S=1:100 (A3)

平面図



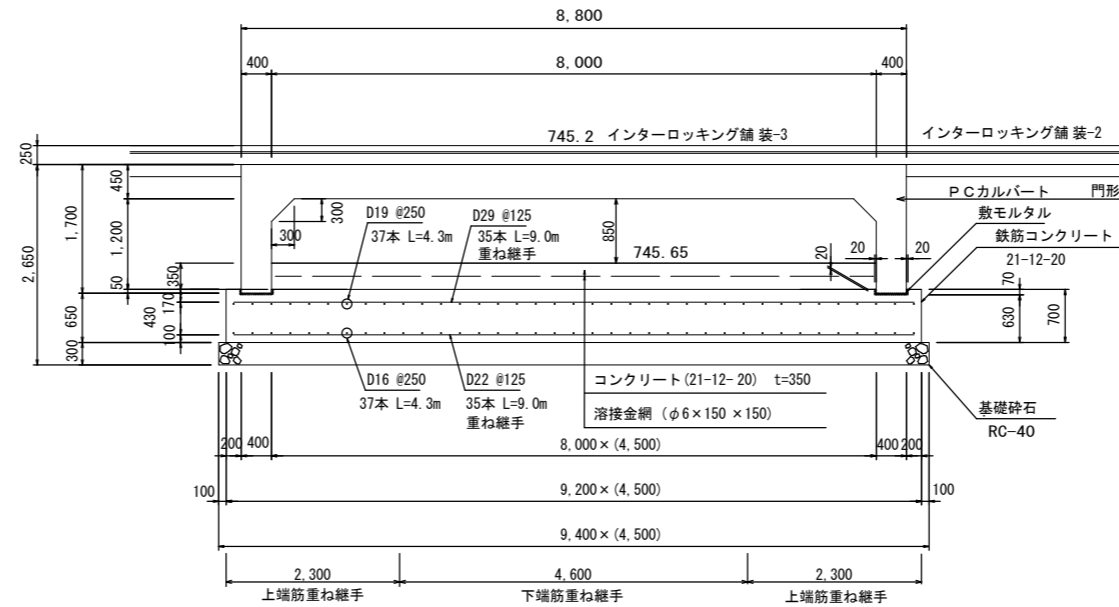
A-A断面図



インターロッキング舗装-2	
インターロッキングブロック	t=80
均しモルタル (1:3)	t=20
コンクリート (18-12-20)	t=150
溶接金網 (φ6×150×150)	
砕石路盤 (RC-40)	t=150

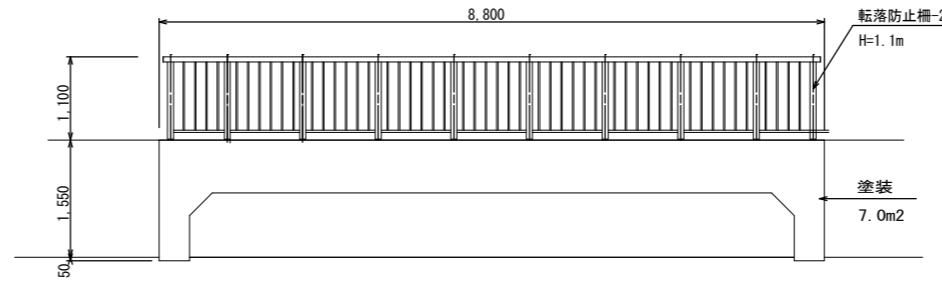
コンクリート (21-12-20)	t=350
溶接金網 (φ6×150×150)	
コンクリート (21-12-20)	t=700
基礎砕石 (RC-40)	t=300

B-B断面図

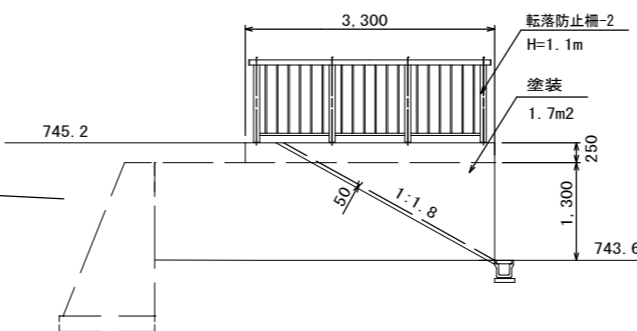


※ P.Cカルバートは現場 打線石 (地面) と、いもり池案内サインCの位置に差筋をあらかじめ工場で設置された製品とすること。
 ※ 鉄筋D22, D29は重ね継手とし、上図の範囲内で継手を行うこと。
 D29重ね継手の定着長さは45dとし、継ぎ手間隔は (45d × 0.5) mm以上離すこと。
 D22重ね継手の定着長さは40dとし、継ぎ手間隔は (40d × 0.5) mm以上離すこと。
 (d:異形棒鋼の呼び名の数値)

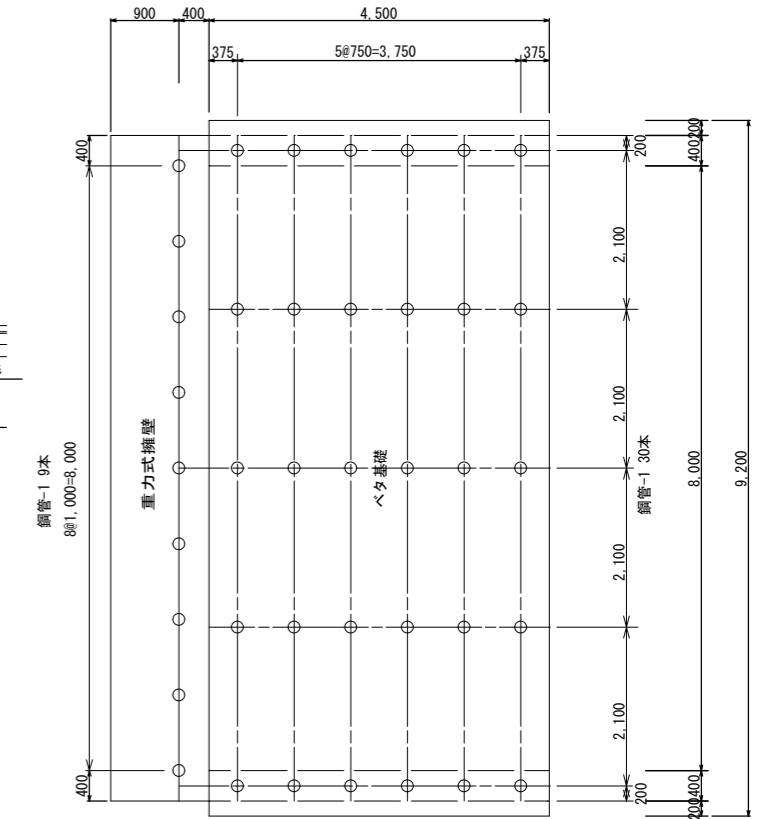
正面図 (塗装部)



側面図

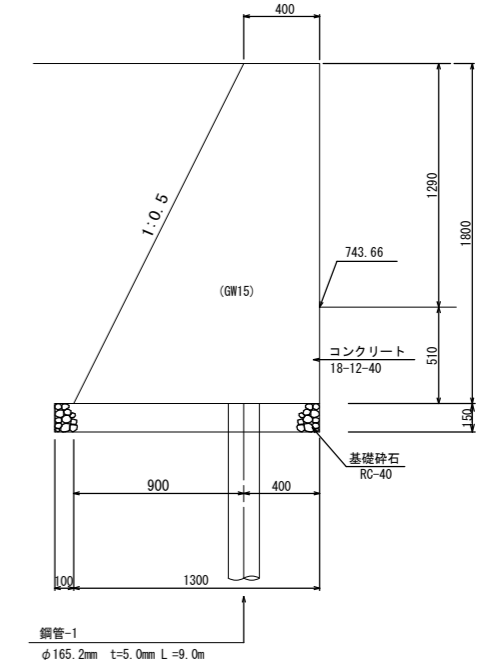


基礎伏図



重力式擁壁 構造図

S=1:20 (A1)
S=1:40 (A3)



工事名称	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事	工事年度	令和 3年度
工事場所	新潟県妙高市関川2248-4	図面名称	屋外倉庫構造図
発注機関	環境省 信越自然環境事務所	縮尺	A1:図示 A3:図示
公園名称	妙高戸隠連山国立公園	図面番号	L-15
検印	管理建築士	設計	製図
	名称	アジア航測株式会社	
	資格者氏名	中陳 泰之	
	登録番号	一級建築士 第244586号	
		所在地	新潟県川崎市南生区 万福寺1-2-2

工 事 費 内 訳 書

工事名称		
令和2年度（繰越補正）妙高戸隠連山国立公園 妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事		
工事場所		
新潟県妙高市大字関川地内		
工事概要		
構内舗装等工事	土工事	1 式
	地業工事	1 式
	石工事	1 式
	排水工事	1 式
	困障工事	1 式
	舗装工事	1 式
	工作物その他工事	1 式
	植栽工事	1 式

種目別内訳

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	妙高高原ビジターセンター構内舗装等工事					
I	直接工事費					
A	建築工事	1	式			
	直接工事費計					
II	共通費					
	共通仮設費	1	式			
	現場経費	1	式			
	一般管理費等	1	式			
	共通費計					
	工事価格					
	消費税相当額	1	式			
	工事費					

科目別内訳

名 称		摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A	建築工事						
1	土工事		1.0	式			
2	地業工事		1.0	式			
3	石工事		1.0	式			
4	排水工事		1.0	式			
5	囲障工事		1.0	式			
6	舗装工事		1.0	式			
7	工作物その他工事		1.0	式			
8	植栽工事		1.0	式			
	A. 計						

細目別内訳

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1 土工事						
根切り	つぼ・布堀	189.0	m3			
床付	つぼ・布堀	69.6	m ²			
埋戻し	B種	80.1	m3			
建設発生土運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホウ積込 土砂 DID区間なし 4.4km	109.0	m3			
建設発生土処分		109.0	m3			
土工機械運搬費		1.0	式			別紙明細A-1
1. 計						

細目別内訳

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
2 地業工事						
表層改良	1m、固化材100kg/m ³	351.0	m3			
土工機械運搬費		1.0	式			別紙明細A-1-1
2. 計						

細目別内訳

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3	石工事						
	(外部)						
	側面 石貼り	千草石(妙高市産) 割肌 t=55 引き金物共	223.0	㎡			
	支柱基礎天端 石貼り	千草石 割肌(妙高市産) t=55 W=360	37.8	m			
	階段側壁天端 石貼り	千草石 割肌(妙高市産) t=55 W=360	24.8	m			
	3. 計						

細目別内訳

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4	排水工事						
	足洗い場	コンクリート製 W1050×D700/150×H800 石調吹付、合成樹脂塗装仕上げ	2.0	か所			
		種雨水桝蓋:ステンレス製グレーチング					
		395×395×2連 チェーン付き					
		砕石・既設排水管接続共					
4.	計						

細目別内訳

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5 囲障工事						
スロープ手すり	手摺・ハンドレールφ40 H=850 手摺、ハンドレール:合成木材φ40	42.4	m			
	支柱、金具等:アルミ製 コンクリート基礎別計上					
転落防止柵-1	手摺2段付き H1100 平部 支柱化粧材:合成木材	15.5	m			
	支柱、金具等:アルミ製 (基礎別計上)					
転落防止柵-2	手摺2段付き H1100 平部 支柱化粧材:合成木材	14.5	m			
	支柱、金具等:アルミ製 (基礎別計上)					
階段手摺	壁付 手摺2段 アルミ製 再生木材表層サンディング仕上	16.4	m			
	金具共					
スロープ手すり基礎	現場打ちコンクリート 300角×H400 28か所 地業共	1.0	式			
5. 計						

細目別内訳

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
6 舗装工事						
テラス舗装 インターロッキング舗装-2	8-2-15-15 5t除雪車走行区間 インターロッキングブロック:t80 基盤・路盤共	227.0	m ²			
軒下通路舗装 インターロッキング舗装-1	6-3-10-10 インターロッキングブロック:t60 基盤・路盤共	127.0	m ²			
軒下通路舗装 誘導ブロック	6-3-10-10 視覚障害者用ブロック 点状・線状 t60 基盤・路盤共	5.1	m ²			
東通路舗装(1) インターロッキング舗装-2	8-2-15-15 5t除雪車走行区間 インターロッキングブロック:t80 基盤・路盤共	124.0	m ²			
東通路舗装(2) インターロッキング舗装-3	8-2-15 5t除雪車走行区間 インターロッキングブロック:t80 基盤共	38.5	m ²			
	(PCカルパート上面)					
西通路舗装 密粒度アスファルト舗装	5-10-15 5t除雪車走行区間	176.0	m ²			
南通路舗装 密粒度アスファルト舗装	5-10-15 5t除雪車走行区間	210.0	m ²			
舗装止め	地先境界ブロック 150×150 基礎共	21.6	m			
段差工	現場打ちコンクリート W450/150×H150～600/0～450 基礎共	17.3	m			
現場打ち縁石	転落防止柵-2用基礎 現場打ちコンクリート W300×H250	14.8	m			
	(PCカルパート上部)					
ポンプ圧送	舗装コンクリート基盤 打設圧送費	1.0	式			別紙明細A-2
舗装機械運搬費		1.0	式			別紙明細A-3
6. 計						

細目別内訳

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
7 工作物その他工事						
階段-1,2 擬石平板ブロック	300×600×40 W300 敷きモルタル:1:3 t30	2.9	m ²			
階段-1,2 擬石階段ブロック	300×600×150 敷きモルタル:1:3 t30	90.5	m			
銘碑サインA	W1000×D153×H3500 表示面:SUS t1.5 焼付塗装	1.0	か所			
	ステンレス切文字、カッティングシート 構造材:スチール					
	コンクリート基礎共					
いもり池案内サインC	サイン1500×940 H=1200 木製 取付金物 表示板共	1.0	か所			
	木材保護塗装、取付金物共 (PCカルハート部)					
屋外倉庫	PCカルハート W4500×L8800×H1600	1.0	か所			
屋外倉庫 基礎	基礎コンクリート W4500×L9200×t650 嵩上コンクリート W4500×L8000×t350	1.0	か所			
	地業共					
屋外倉庫 重力式擁壁	現場打ちコンクリート W400/1300×L8800×H1800	1.0	か所			
	地業共					
階段、屋外倉庫 下地調整	階段RC、PCカルハート面 CM-2	15.3	m ²			
階段、屋外倉庫 外装薄塗材E	階段RC、PCカルハート面 エスケー化研セラミソフトリシ同等	15.3	m ²			

細目別内訳

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	ダストボックス	W1500+300×D450×H1000+100 天端:人造大理石	1.0	台			
		木材:タモ、杉板					
	本棚	W1800×D800×H900 タモ巾はぎ板	2.0	台			
	工作室 角椅子	C-060N同等品	40.0	台			
	7. 計						

細目別内訳

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
8	植栽工事						
	植栽基盤整備	B種 有効土層20cm	64.0	m ²			
	芝張り	野芝	64.0	m ²			
	法面整形		57.3	m ²			
	植栽機械運搬費		1.0	式			別紙明細A-4
	8. 計						

別紙明細

名 称		摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	別紙明細A-1						
	土工機械運搬費		1.0	式 当り			
	土工機械運搬費	根切り、埋戻し バックホウ0.8m3	1.0	往復			
	小 計						
	改 計						

別紙明細

名 称		摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	別紙明細A-1-1						
	土工機械運搬費		1.0	式 当り			
	土工機械運搬費	表層改良 バックホウ0.8m3	1.0	往復			
	小 計						
	改 計						

別紙明細

名	称	摘	要	数	量	单	位	单	価	金	額	備	考
	別紙明細A-2												
	ホンプ圧送	舗装コンクリート基盤 打設圧送費		1.0		式		当り					
	ホンプ圧送	基本料金 50m3/回以上 100m3/回未満		1.0		回							
	ホンプ圧送	圧送料金 50m3/回以上 100m3/回未満		71.6		m3							
	小	計											
	改	計											

別紙明細

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
別紙明細A-3						
舗装機械運搬費		1.0	式 当り			
舗装機械運搬費	モータレーダ 油圧式3.1m級	1.0	往復			
舗装機械運搬費	振動ローラ 2.4～2.8t	1.0	往復			
舗装機械運搬費	タイヤローラ 8～20t	1.0	往復			
舗装機械運搬費	ロードローラ マカダム10t	1.0	往復			
舗装機械運搬費	アスファルトフィニッシャ ホイール型2.0～4.5m	1.0	往復			
小 計						
改 計						

別紙明細

	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
	別紙明細A-4						
	植栽機械運搬費		1.0	式 当り			
	植栽機械運搬費	法面整形 バックホウ0.8m3	1.0	往復			
	小 計						
	改 計						